

第2次 糸魚川市総合計画

基本構想（案）

基本計画（案）

- ・基本構想（案）、基本計画（案）については、総合計画審議会より中間答申いただいた内容に対して、市議会や地域審議会、住民説明会、パブリックコメントを通じていただいた意見等を踏まえ修正したものです。

7月14日現在

目 次

I 基本構想

1 総合計画とは	2
2 まちづくりの目標	4
3 本市を取り巻く社会経済環境	8
4 まちづくりの主要課題	12
5 施策の大綱	15
6 総合計画推進に向けた行財政運営	21

II 序章

◇30年先も持続可能なまちづくりに向けて	24
1 地方創生の取組の推進	24
2 人口減少社会に対応したまちづくり	24

III 基本計画

第1章 子育て支援充実のまち いといがわ

郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり【子育て支援・教育分野】

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進	26
1 妊娠出産支援と親子の健康	26
2 子育て支援の充実	28
3 就学前教育の充実	30
4 質の高い学校教育の推進	32
5 学校等教育環境の整備	34
第2節 結婚を希望する若者への婚活支援	36
1 結婚を希望する若者への婚活支援	36
第3節 生涯学習の充実	38
1 社会教育の充実	38
2 スポーツ環境の充実	40
第4節 文化の振興	42
1 芸術文化の振興	42
2 歴史・文化の継承と活用	44

第2章 安らぎ支えあいのまち いといがわ

健康で元気なひとづくり【健康福祉分野】

第1節 健康づくりの推進	46
1 地域社会が連携して行う健康づくりの推進	46

第2節	安心できる医療体制の充実	48
1	地域医療体制の充実	48
2	救急医療体制の確保	50
第3節	地域で支えあう福祉の推進	52
1	地域福祉の充実	52
2	支えあいと自立の地域生活	54
第4節	高齢者への支援	56
1	高齢者福祉の充実	56
2	高齢者生きがいの充実	58
第3章	資源循環で潤うまち いといがわ にぎわいと活力のあるまちづくり【産業分野】	
第1節	若者が求める就業環境づくり	60
1	就業支援の強化	60
2	雇用環境の整備	62
第2節	活力ある産業の振興	64
1	農業の振興	64
2	林業の振興	66
3	水産業の振興	68
4	商工業の振興	70
5	新たな産業の創出	72
第3節	交流人口の拡大	74
1	誘客・宣伝活動の促進	74
2	受入れ態勢の充実	76
3	ジオパークの活用	78
第4章	生活基盤が整ったまち いといがわ みんなが住みよいまちづくり【土地利用・公共インフラ分野】	
第1節	暮らしやすい生活圏の形成	80
1	機能的・効率的な生活圏の形成	80
第2節	地域公共交通の確保	82
1	地域公共交通網の整備・利活用	82
第3節	交通ネットワークの整備	84
1	広域幹線道路網等の整備	84
2	市道等の市整備と維持管理	86
3	港湾の整備	88
第4節	快適な住環境の整備	90
1	生活環境の整備	90
2	都市ガスの整備	92
3	上水道の整備	94

4	下水道の整備	96
第5章	環境保護と防災対策の充実したまち いといがわ	
	人と自然にやさしいまちづくり【環境・防災・防犯分野】	
第1節	環境の保全と資源循環型社会の形成	98
1	自然環境の保全	98
2	生活環境の保全	100
3	循環型社会の形成	102
第2節	安全・安心な市民生活の保護	104
1	防災・危機管理の推進	104
2	防災施設の整備促進	106
3	消防救急体制の充実	108
4	防犯・交通安全対策の充実	110
5	消費者保護の推進	112
6	冬期市民生活の確保	114
第6章	市民活動が活発なまち いといがわ	
	市民が輝くまちづくり【地域づくり・市民活動・移住定住分野】	
第1節	自主自立の市民活動の推進	116
1	市民参画のひとづくりと活動支援	116
2	自治組織・機能の充実	118
3	人権啓発と男女共同参画の推進	120
第2節	地域に根付く人材の確保	122
1	移住定住の促進	122
第3節	ジオパーク活動の推進	124
1	ジオパーク活動の推進	124
○	総合計画推進に向けた行財政運営	128
1	健全な行財政運営	128
2	積極的な行政改革	130
3	行政の透明化と市民参画	132

基本構想（案）

1 総合計画とは

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成 17 年 3 月 19 日に能生町、糸魚川市、青海町が合併し、新たな糸魚川市として誕生しました。

合併以降、本市が抱える課題に的確に対応し、より良い「ふるさと糸魚川」を築き、発展させ、次世代に引き継いでいくため、新たな都市像を「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」とした総合計画（以下、「第 1 次総合計画」という。）に基づき、個性あるまちづくりを進めてきました。

本市にとっての最も大きな課題である人口減少は、昭和 30 年頃から始まっており、以来、常にその課題と向き合い、対応する施策を講じてきましたが、歯止めを掛けるには至らず、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も減少傾向が続くことが推測されています。また、人口構成も高齢化が進むだけでなく、少子化の進展により社会保障を支える人口構成バランスが崩れていくことも大きな課題となっています。

一方で、本市の「ユネスコ世界ジオパーク」認定は、本市が有する多様な地域資源や固有の文化などが評価されたものであり、他の自治体にはない本市の魅力であります。

北陸新幹線が開業したこのチャンスを活かし、交流人口の拡大と地域産業の活性化、地域再生をより一層進めることが求められています。

このほか、高度経済成長期に集中的に整備されたインフラの維持管理・更新などに多額の財政需要が見込まれるなどの課題も現れてきています。

このような社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、明日に希望を持ち、安全・安心な暮らしを築きながら、将来においても持続可能なまちを目指す新たなまちづくりの基本指針として、平成 29 年度（2017 年度）を初年度とする「第 2 次糸魚川市総合計画」を策定します。

(2) 計画の名称と意義

名称： 本計画の名称は「第 2 次糸魚川市総合計画」とします。

意義： 本計画は、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本指針」であり、次のような意義を有しています。

①市の各種計画や施策の基本となる最上位の計画

まちづくりを進めていくための最上位計画であり、本市の各種計画や施策の基本となる計画とします。

②市民と行政が共有する計画

行政だけのものではなく、市民や民間事業者とも共有し、互いに連携、協力しあって、まちづくりを進めるための考え方や方針を示す計画とします。

③まちづくりの意思を示す計画

国や県などの外部の関係機関に対して本市のまちづくりの考え方を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の基本方針を示す計画とします。

(3) 計画の期間と構成

[計画の期間]

本計画は、平成 29 年度を初年度とし、平成 35 年度を目標年度とする 7 年間の計画とします。

第 1 次総合計画では、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間の計画でしたが、社会経済情勢や社会制度の変化など長期的展望が困難な状況を踏まえ、新たな計画期間は、平成 29 年度から平成 35 年度までの 7 年間とし、5 年ごとに改定を行うものとし、**また、社会経済情勢などの大きな変化がある場合には、必要に応じて改訂ができるものとします。**

[計画の構成]

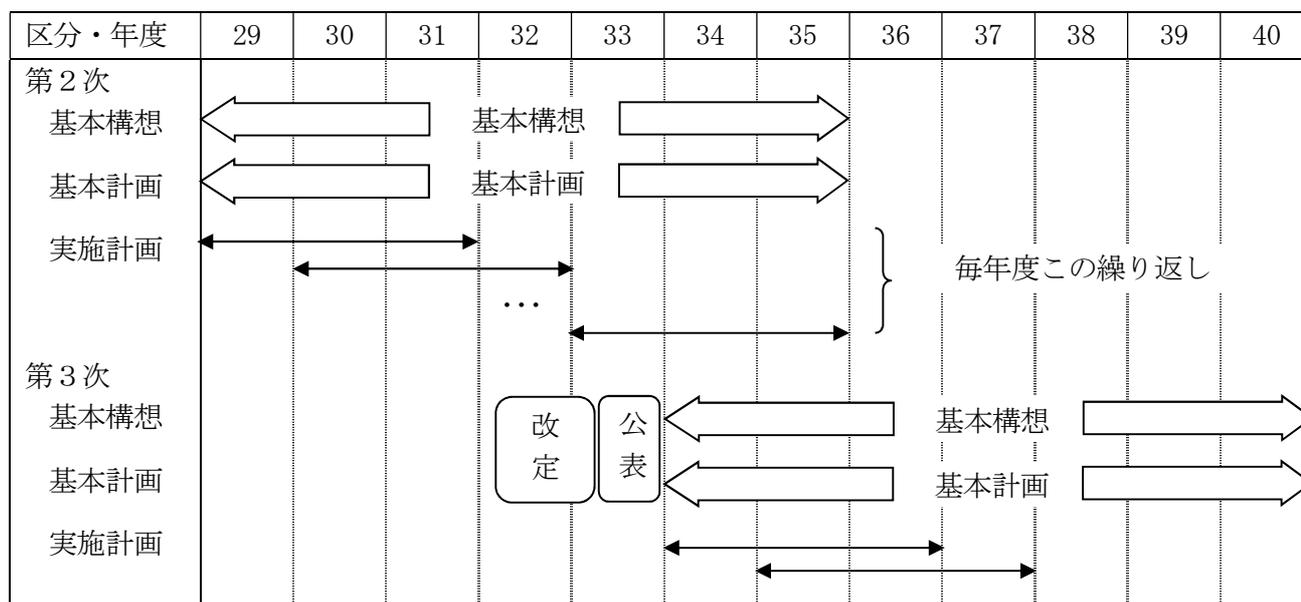
本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その役割は次のとおりです。

基本構想 …… まちづくりの基本方向や都市像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となります。

基本計画 …… 基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化したものです。

実施計画 …… 基本計画で体系化した個別施策の計画的・効率的な事業推進を図るため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

この実施計画は、諸情勢の変化に対応するため、事業の評価・見直しなどを行い、毎年度 3 年間の計画を策定します。



(4) 計画の推進にあたって

本計画の十分な周知を図り、市民や地域、行政において、まちづくりの目標を共有し、共通理解を深め、連携して効果的な推進に努めます。

そして、市民や地域、行政が共に考え、共に行動する協働の取組により、着実な推進を図ります。

また、中長期的な財政計画を踏まえた効果的、効率的な行財政運営を進める中で、事業の進捗状況の把握・分析・検証を行いながら、計画を推進します。

2 まちづくりの目標

(1) 目標とする都市像

^{みどり}翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち

(都市像に込めた想い)

私たちが住むこの地域は、日本列島の中心に位置し、豊かな自然、^{ひすい}翡翠など、「^{みどり}翠」に象徴される地域固有の資源と地域特性を持っています。

過去から現在へと、本市の発展は、“地域資源”と“交流”を基調とし、人々は、英知と創意工夫によって、この地域資源を生かし、地域の文化をはぐくみながら“ひと”、“もの”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

地域の資源を更に磨き、自然の恵みと人情が豊かな糸魚川らしい^{みどり}翠の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、コミュニティなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい「^{みどり}翠の交流都市」を目指します。

「 ^{みどり} 翠」とは	「新市の若々しさ」、「みどりの大地」、「広がる日本海」、「透き通る空」、 ^{ひすい} 「翡翠にまつわる奴奈川姫と歴史の息吹」など糸魚川らしさを表しています。
「さわやか」とは	人々のパートナーシップや市民との協働により、訪れる人々とともに、さわやかなまちづくりを表しています。
「すこやか」とは	すべての人々が健康でいきいきと活動し、生活の場・仕事の場であるまちも産業も元気な活力あるまちづくりを表しています。
「輝き」とは	自然と都市、歴史と未来、伝統と創造、ものと文化など、あらゆるものが共生し、いきいきと輝くまちづくりを進めることを表しています。

(2) まちづくりの将来指標

平成 27 年国勢調査結果の年齢区分別及び就業別人口等の公表がされていないこと、また、今後の社会経済情勢の動向など不確定要素が多く、予測は極めて困難な状況ですが、これまでの動向や地域を取り巻く情勢を踏まえて想定しました。

① 人口及び世帯数

本市の人口は、平成 22 年国勢調査結果では 47,702 人と、平成 17 年国勢調査結果より、人数で 2,142 人、率で 4.3%の減となっています。

今後も、出生率の低下や若年層の流出などにより減少傾向は続くものと予想されますが、人口減少対策など地方創生の取組を着実に進めることとして、平成 32 年度 41,643 人、平成 35 年度 40,064 人と推計しています。

年齢構成においても、これまで同様、若年層の流出、出生数の低下や高齢者の増加による少子高齢化が進み、目標年度（平成 35 年度）における年齢階層別の人数を、年少人口（0 歳から 14 歳）4,045 人、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）20,243 人、老年人口（65 歳以上）15,776 人と推計しています。

世帯数は、人口の減少傾向は続くものの核家族化などにより増加してきましたが、平成 22 年国勢調査結果では、糸魚川地域を除いて減少へ転じています。糸魚川地域の増加は市内転居等によるものと考えられ、総体的には今後、減少していくものと予測し、目標年度における総世帯数を 16,227 世帯と推計しています。

まちづくりの主要な指標として、本市の目標人口を掲げ、出生数の増加に加えて、転出の抑制と転入の増加を図ることで、バランスのとれた人口構成に好転させていくものとして、目標年度における人口を 40,661 人と想定しています。

また、目標年度における年少人口は 4,393 人、生産年齢人口は 20,493 人、老年人口は 15,775 人、世帯数は 16,470 世帯と想定しています。

〈人口及び世帯数の推移と将来推計〉

(単位:人・%・世帯)

年	地域	総数	年少人口 (0-14歳)		生産年齢人口 (15-64歳)		老年人口 (65歳以上)		世帯数	平均 世帯 人員
			人数	割合	人数	割合	人数	割合		
H7	能 生	11,334	1,677	14.8	6,698	59.1	2,959	26.1	3,282	3.45
	糸 魚 川	32,931	4,954	15.0	20,530	62.3	7,447	22.6	10,561	3.12
	青 海	10,515	1,470	14.0	6,689	63.6	2,356	22.4	3,535	2.97
	計	54,780	8,101	14.8	33,917	61.9	12,762	23.3	17,378	3.15
H12	能 生	10,858	1,432	13.2	6,241	57.5	3,185	29.3	3,259	3.33
	糸 魚 川	32,003	4,219	13.2	19,297	60.3	8,487	26.5	10,863	2.95
	青 海	10,160	1,332	13.1	6,098	60.0	2,730	26.9	3,570	2.85
	計	53,021	6,983	13.2	31,636	59.7	14,402	27.2	17,692	3.00
H17	能 生	10,078	1,224	12.1	5,473	54.3	3,381	33.5	3,279	3.07
	糸 魚 川	30,277	3,751	12.4	17,353	57.3	9,173	30.3	10,765	2.81
	青 海	9,489	1,227	12.9	5,313	56.0	2,949	31.1	3,364	2.82
	計	49,844	6,202	12.4	28,139	56.5	15,503	31.1	17,408	2.86
H22	能 生	9,317	1,043	11.2	5,019	53.9	3,255	34.9	3,093	3.01
	糸 魚 川	29,371	3,452	11.8	16,451	56.0	9,416	32.1	11,037	2.66
	青 海	9,014	1,096	12.2	4,883	54.2	3,031	33.6	3,303	2.73
	計	47,702	5,591	11.7	26,353	55.2	15,702	32.9	17,433	2.74
H27	糸魚川市	44,161	4,843	11.0	23,105	52.3	16,213	36.7	16,711	2.64
H32	糸魚川市	41,643	4,326	10.4	21,100	50.7	16,217	38.9	16,406	2.54
H35	糸魚川市	40,064	4,045	10.1	20,243	50.5	15,776	39.4	16,227	2.47
	H35目標	40,662	4,393	10.8	20,493	50.4	15,776	38.8	16,470	2.47

※H22までの数値は国勢調査結果、H27、H32及びH35は推計値

② 就業構造

就業者数は、平成 17 年国勢調査結果で 24,538 人であったものが、5 年後の平成 22 年国勢調査結果では 23,133 人と、人数で 1,405 人、率で 5.7%の減少となっています。

平成 27 年国勢調査結果は公表されていませんが、人口の減少やこれまでの傾向を考え合わせると、就業者数の減少傾向も続くものと考えられます。

産業別就業者は、第 1 次産業と第 2 次産業において減少傾向が続いており、第 3 次産業は増加の状況が続いていることから、次表のとおり推計しました。

この推計を基本として、目標年度（平成 35 年度）における就業者数は 20,509 人、産業別では、第 1 次産業 816 人 (3.9%)、第 2 次産業 7,759 人 (37.4%)、第 3 次産業 12,185 人 (58.7%) と想定しています。

〈就業人口の推移と将来推計〉

(単位:人・%)

年	地域	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
H7	能 生	6,452	1,374	21.3	2,593	40.2	2,485	38.5
	糸 魚 川	17,561	1,854	10.6	6,704	38.2	9,003	51.3
	青 海	5,319	163	3.1	2,513	47.2	2,643	49.7
	計	29,332	3,391	11.6	11,810	40.3	14,131	48.2
H12	能 生	5,869	1,026	17.5	2,267	38.6	2,576	43.9
	糸 魚 川	16,438	1,220	7.4	6,130	37.3	9,088	55.3
	青 海	4,944	105	2.1	2,278	46.1	2,561	51.8
	計	27,251	2,351	8.6	10,675	39.2	14,225	52.2
H17	能 生	5,181	805	15.5	1,911	36.9	2,465	47.6
	糸 魚 川	15,024	1,024	6.8	5,319	35.4	8,681	57.8
	青 海	4,333	104	2.4	1,982	45.7	2,247	51.9
	計	24,538	1,933	7.9	9,212	37.5	13,393	54.6
H22	能 生	4,539	527	11.6	1,640	36.1	2,371	52.2
	糸 魚 川	14,508	878	6.1	5,154	35.5	8,452	58.3
	青 海	4,086	69	1.7	1,897	46.4	2,120	51.9
	計	23,133	1,474	6.4	8,691	37.6	12,943	56.0
H27	糸魚川市	21,892	1,145	5.2	8,225	37.6	12,522	57.2
H32	糸魚川市	20,945	909	4.3	7,847	37.5	12,189	58.2
H35	糸魚川市	20,509	806	3.9	7,665	37.4	12,038	58.7
	H35目標	20,760	816	3.9	7,759	37.4	12,185	58.7

※H22までの数値は国勢調査結果、H27、H32及びH35は推計値

(3) 土地利用

本市の面積は、746.24 km²と広大な面積を有し、その多くは急峻な山林原野などであり、総面積の94.2%を占めています。

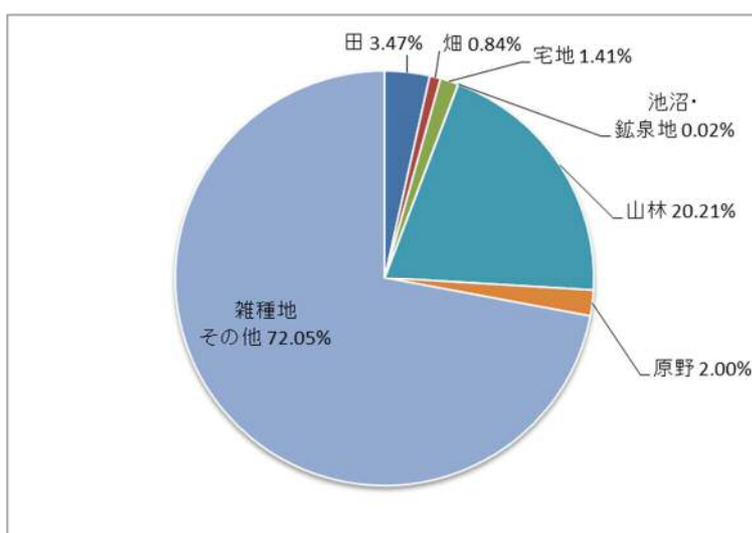
土地は、限られた資源であり、市民生活、産業を支える共通の基盤であることから、目標とする都市像である「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性に配慮した計画的な土地利用に努めます。

土地利用に関する基本的な事項については、国土利用計画（糸魚川市計画）で定めるものとします。

<土地利用別面積 (H28.1.1現在)> (単位：km²・%)

区分	田	畑	宅地	池沼・ 鉱泉地	山林	原野	雑種地 その他	計
面積	25.91	6.30	10.50	0.14	150.79	14.91	537.69	746.24
割合	3.47	0.84	1.41	0.02	20.21	2.00	72.05	100.00

(資料：平成28年度固定資産税概要調書)



<土地利用の指定状況 (H28.4.1現在)>

指定区分	面積	指定年月日	備考
糸魚川都市計画区域	9,529ha	H19.10.31	内用途区域 1,049ha

指定区分	地域	面積	指定年月日	備考
農業振興区域	能生	10,279ha	S47.10.19	内農用地区域 1,800ha
	糸魚川	21,160ha	S46.10.4	内農用地区域 2,245ha
	青海	1,588ha	S48.7.18	内農用地区域 107ha

(資料：建設課・商工農林水産課)

3 本市を取り巻く社会経済環境

(1) 時代背景

① 急激な人口減少、少子化

我が国は、2008年をピークに人口減少の局面に入っています。合計特殊出生率は、ここ数年若干持ち直しているものの1.4前後と低水準であり、2050年には人口が1億人を割り込み、約9,700万人になると推計されています。

民間機関の日本創生会議によると、2040年までに全国約1,800市町村のうち約半数の896市町村で消滅する恐れがあるとの提言がなされています。(平成26年5月「ストップ少子化・地方元気戦略」)

現状のまま推移すれば、急激な人口減少と人口の地域的な偏在は避けられません。日常の買い物や医療など、生活に不可欠なサービス機能を確保し、地域をいかに維持していくかが課題となっています。

国では、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置して、「東京一極集中」の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現などに政府一体となって取り組むとともに、地方がそれぞれの特徴を活かして持続的な社会を形成していく地方創生の取組を支援していくとしています。

② 生産年齢人口の減少と高齢化の進行

我が国の高齢化率は、上昇を続けており、平成28年には27.0%となっています。世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が到来しており、2050年には高齢化率は約4割に達すると推計されています。

また、高齢者の実数を地域別に見ると、地方圏の高齢者人口は、2025年を境に減少に転ずるのに対して、東京圏では2040年に高齢者人口が1,000万人を突破し、さらに2050年に向けて増加を続けるなど、大都市やその郊外において高齢者が激増することになります。

高齢者が増えることにより社会保障費の増大が見込まれますが、少子化の進展によりそれを支える生産年齢人口が減少していることから、社会保障制度の根幹に関わってきており、制度改革の必要に迫られています。生産年齢人口の減少は、社会保障だけでなく、経済や労働環境にも大きな影響を及ぼし、経済規模の縮小にもつながることから、少子化対策や社会での女性、高齢者の活躍が課題となっています。

一方では、健康寿命が伸び、70代前半の要介護認定率は低く、**就労の継続や地域・団体での活動、ボランティア等による地域貢献など**、元気に活躍する場を求める高齢者が増えています。今後は、高齢者の方々にいかに力を発揮していただくかが大きな課題となっています。

③ 教育への期待の高まり

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟する中で、家庭や地域の教育力の問題や、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、教育補助が必要な子どもの増加など多くの課題が指摘されるようになってきています。

社会が急速な変化を遂げる中であって、個人においては、自立と協調により、その生涯を切り拓いていく力が求められるとともに、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を生涯にわたって継続的に学習することのできる環境整備が課題となっています。

また、社会における人と人とのつながりをつくり、共同社会を構築していくことは、今後の

我が国の社会における大きな課題であり、個人が自立的に社会に参画し、相互に支えあいながら、その一員としての役割を果たすために必要な力を養うことなど、教育への期待は一層高まっています。

④ 情報化など技術革新の進展

人々の暮らしや社会に大きな変革と進歩をもたらしてきた情報通信分野においては、コンピュータとその処理能力が飛躍的に向上しており、すべての人やモノがネットワークでつながり、そのネットワーク自体も進化する時代になっています。

様々な場面で蓄積された膨大なデータを処理・分析することが可能となり、企業活動や市民生活など様々な場面で利用され、社会活動の変革が生み出されています。

さらなる情報通信技術の進歩は、交通、医療、福祉、教育、防災など、幅広い分野における利用革新が期待されます。一方、マイナンバー制度など新たな情報化の流れが進行する中で、コンピュータ犯罪や個人情報流出の防止などに対応するため、情報セキュリティ対策の強化とともに、情報セキュリティへの個人の意識醸成と対応能力の向上が求められています。

⑤ 日本の経済情勢とTPPの影響（修正）

我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的な推進等により、企業収益は過去最高水準となり、就業者数は増加、実質賃金が上昇するなど、全体的な雇用・所得環境は大きく改善し、経済再生・デフレ脱却に向けて前進しています。

しかしながら、地域経済においては、全国津々浦々まで波及させるとしている「成長と分配の好循環」の影響は感じられず、生産性や所得水準、消費活動など様々な側面で地方と大都市の格差が生じています。

また、現在交渉が進められている環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）では、モノの関税だけでなく、サービスや投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築するとされています。成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンを作り出すことにより、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にするとされていますが、その内容や日本経済への影響はいまだ不透明な状態です。

⑥ 新興国の経済成長と国際化の進展

アジア諸国の成長により、製造業の海外移転が進展し、これが地方の活力を削ぐ要因となってきました。日本企業がグローバル化していく中でも、東アジア諸国の賃金上昇を背景に、製造業の一部で国内回帰の可能性も出てきており、こうした可能性を取り込んでいくことが地方活性化を図る上で重要です。

また、新興国では経済成長に伴い、海外旅行がこれまでにない規模で拡大していくことが予想されています。訪日外国人旅行者数は、2013年に初めて1,000万人を突破しており、政府は、2020年に向けて、4,000万人を目指すこととしています。近い将来、外国人旅行者やビジネスマンが日常的に全国各地を訪れ、滞在し、交流する社会が到来することになります。

訪日外国人の誘客であるインバウンド観光は、新たな成長産業として注目されており、個々の特色を活かした魅力ある地域づくりなどの取組と、各地域が連携した受入れの取組が求められています。

⑦ 自然災害への対応と公共インフラの老朽化

2011年3月の東日本大震災の発生は、我が国に広域かつ甚大な被害をもたらし、これまでの想定をはるかに超えた地震・津波は、これからの津波対策や被災者支援、原子力安全対策など数多くの大きな課題を投げかけました。

また、集中豪雨の増加などによる風水害・土砂災害の激甚化、活発な火山活動に見られる大規模火山噴火の発生も懸念されています。

自然災害から国民の生命を守るため、被害を最小限に抑える河川堤防や砂防施設、海岸護岸などの施設整備は大変重要ですが、適切な避難行動など地域防災力の向上と防災体制の整備も求められます。

また、我が国においては、高度経済成長期に集中整備した道路や橋りょうなどの公共施設が数多く存在し、老朽化が進行していることから、維持修繕・更新費用の増大と集中が見込まれています。

今後、施設の長寿命化や適正配置の見直し等を行うことにより、総費用を縮減し、効率的・計画的な社会資本の維持管理・更新を行っていく必要があります。

⑧ 資源循環型社会への転換

地球温暖化や大気汚染等、地球規模の環境問題への対応は、国境を越え各国が、一緒に対応しなければ解決できない問題として認識され、我が国においても様々な取組が行われています。

このほか、世界的な人口増加や経済活動の活発化により、水・食料・エネルギーを含む資源の確保が大きな問題となることが懸念されており、環境に配慮し、限られた資源を有効に使う社会を築いていくことが大切です。

再生可能エネルギーの利用拡大など、環境への負担が少ない低炭素型社会・資源循環型社会への転換の流れは、今後ますます大きくなると見込まれています。

⑨ 国・地方自治体を通じた厳しい財政状況と地方分権の推進

国及び地方の財政は、国内景気に明るい兆しが見えつつあるものの、大変厳しい状況が続いています。これまでの景気低迷や高齢化等に伴う社会保障費の増大などにより、国の基礎的財政収支では財源不足が続き、債務残高がGDPの2倍程度に膨らんでいます。債務残高は、更なる累増が見込まれるなど引き続き厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することが重要課題となっています。

このため、国や都道府県、市町村それぞれが行財政改革に積極的に取り組んでいますが、今後さらに少子化と高齢化が同時に進んでいくと労働力人口が減少し、税収の大きな伸びは期待できない一方で、医療費や介護費、年金などの社会保障費の増大が予想されることから、税と社会保障の一体的な制度改革等が必要です。

また、人口減少・少子化・高齢化の更なる進行や経済のグローバル化など、社会経済情勢が激しく変化する中において、地方自治体が多様な住民ニーズに的確に対応していくためには、住民自治と自主性・自立性を高め、主体的な地域経営を行わなければなりません。

このためには、国から地方への大幅な権限移譲や、地方の役割と責任に見合う税財源の移譲が必要です。

(2) 国・県の動向

① 国の計画

国は、経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けて、「我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革」「女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮」「まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化」「安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保」を進め、我が国経済を新しい成長軌道に乗せていくとしています。

国土のグランドデザイン 2050 における目指すべき国土の姿として、地方圏域については、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏などにより、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するとともに、大都市圏とも連携しながら、それぞれの都市、地域が独自の魅力を高め、農山漁村をはじめとして日本各地にゆとりある自然豊かな生活圏域を形成するとしています。

② 県の計画

新潟県においては、平成 25 年度から平成 36 年度までの 12 年間の計画として、新潟県「夢おこし」政策プランを策定し、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現 ー住んでみたい新潟、行ってみたい新潟ー」を基本理念に掲げ、選択と集中によって自立した新潟県を目指しています。

このプランの実現に向けては、本県産業をめぐる経済環境を整え、産業の高付加価値化を進めることにより、県内の産業が活性化し、県民がより多くの収入を得られる仕事に就くことができ、企業も持続的活動が行える経済環境を整える「産業夢おこし」と、県民が安全で安心して暮らせる新潟県をつくり県民満足度を高めることで、一人一人が生きがいを持って暮らせる新潟県をつくる「くらし夢おこし」の 2 つの政策目標を掲げて各種取組を進めています。

4 まちづくりの主要課題

(1) 人口減少と年齢構成バランスの改善

平成28年4月1日現在、本市の年少人口(0歳から14歳)は4,766人で、その割合は10.6%となっており、全国平均12.6%、県平均12.1%と比較して少子化が進んでいます。

また、生産年齢人口(15歳から64歳)は23,415人で、その割合は52.3%となっており、全国平均60.3%、県平均57.5%と比較して低い状況となっています。

一方、本市の高齢者人口(65歳以上)は、16,588人で高齢化率37.1%となっており、全国平均27.0%、県平均30.5%を大きく上回っています。

高齢者数の増加は、社会保障費の増大にも影響を与え、それを支える生産年齢世代への負担増につながるおそれがあることから、転出抑制や転入促進による生産年齢人口の確保を進めるとともに、出生数の増加による年少人口の増加を図り、人口の年齢構成バランスを改善することが必要です。

持続可能なまちづくりを進めるためには、人口減少対策と年齢構成バランスの改善をともに行うことが急務です。

(2) 中山間地域や高齢化地区への対応

人口減少と少子化・高齢化に伴い、高齢化率が50%を超える地区や集落の割合は3割を超えています。中山間地域や市街地の高齢化率が高い地域においては、買い物、通院、金融機関の利用、除雪など、家族や地域の助け合いが無ければ、日常生活を維持することが難しくなっており、さらに、自治活動や集落機能の維持も困難になってきています。

高齢者のみならず、全ての市民が住み慣れた地で安心して暮らせるためには、生活を支える公共交通の確保とともに、地域を維持する活動に対して支援し、地域活力を維持する取組が必要です。

(3) 健康づくりと地域医療体制の充実

市民一人一人の願いである健康寿命の延伸を図るためには、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに合わせた食生活や生活習慣の改善、運動などによる健康づくりの取組が必要です。

そして、市民が安心して暮らせる最低限の保障として、地域医療体制の維持・充実は不可欠であり、医師や医療従事者、介護従事者の確保は極めて重要な課題です。

一方、市民と関係機関等が本市の地域医療の現状認識を共有し、かかりつけ医の利用や適切な救急医療の受診など医療体制の維持・充実に支える受療行動も大切です。

子どもからお年寄りまで全ての市民が安心して暮らせるためには、家族や地域による支えあいや助けあいを基本として、保健や医療、福祉が連携した地域医療体制と在宅での介護サービスの充実が必要です。

(4) 協働による市民活動の推進と地域コミュニティの活性化

核家族化が進行する中において、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増えていることから、隣近所や世代を超えた住民が、互いに支え合う環境を整え、地域の安全・安心を維持・確保していくことが求められます。

地域の課題を解決し、住みよい地域を維持していくためには、住民が主体となった自治活動の活性化を図り、市民・地域・行政が役割を分担しながら、それぞれがともに考え、ともに行動する協働の取組が重要です。

まちづくりの原点は人づくりであり、地域社会を支える地域リーダーなどの人材育成を進めるとともに、ふるさと糸魚川を愛する郷土愛の醸成やふるさと教育を更に進め、地域活動に積極的に参加する市民を増やす取組が必要です。

(5) 生涯学習の充実

市民一人一人がその特性と能力を生かしながら地域社会に貢献し、心の充実感を得られるよう、様々な学習やスポーツ活動を通して、互いに連携しながら積極的に地域づくり活動に携わることが重要です。将来を担う人づくりの観点からも、生涯学習が果たす役割は大きく、ふるさとを愛する心の醸成とともに、多様化している個人の価値観やニーズに対応した柔軟な生涯学習機会の提供が必要です。

市民が心豊かに暮らすためには、優れた芸術文化に親しみ、生涯を通じての学習やスポーツを楽しむ機会の確保が求められます。

(6) 子ども一貫教育の更なる充実

教育は、心身ともに健全で豊かな人間性と創造性に富んだ人間の育成を目指しています。特に、心身の発達が著しい年少期の教育においては、遊ぶ楽しさ、学ぶ意欲と基本的な生活習慣をしっかりと身につけ、個性豊かで将来に希望を持つ子どもに育てることが重要な課題です。

子どもの育ちや学びは常に連続し一体的なものであることから、子どもの発達段階に対応し、連続性を重視した「0歳から18歳までの子ども一貫教育」の更なる充実が求められます。

このため、保育園・幼稚園や学校、家庭、地域、企業、行政機関が連携し、それぞれの教育力を更に高め、地域における体験学習など地域全体で子どもを育む教育機会の充実が大切です。

(7) 市内産業の活性化と雇用の充実

市民が住み続けたいと思う賑わいのあるまちづくりを進めるためには、地域内消費を拡大し、地域経済に好循環を生み出すとともに、地域の元気や活気を維持する取組が必要です。

市内産業の振興と若者や女性の働く場を確保するため、支援制度など適切な情報提供と合わせて、地域産業の成長支援や本市の資源を活かした起業の促進、異業種ネットワークによる販路拡大、高付加価値化によるブランド力向上など、新たなチャレンジを後押しする体制整備も必要です。

また、農業・林業・水産業は市民生活を支える主要な産業であり、担い手の確保の観点からも、就労環境の整備や安定した所得確保による就業促進が必要です。

一方、本市の自然や文化、鉱物など他の地域にはない特色ある資源や、「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」を活かした交流人口の拡大など、地域や産業に新しい風を呼び込み、既存の観光事業の振興はもちろんのこと、新たな地域産業の創出も重要な課題です。

(8) 公共施設と公共交通の確保

本市は、広大な市域に集落が点在しているため、市民生活や地域産業を支える道路網や港湾の整備は必要不可欠であり、これからは道路や橋りょうなどの公共インフラ施設をより長く安全に利用できるような維持管理が重要です。

また、学校や公民館、体育館などの公共施設については、人口減少の状況にあっても安心して暮らせるようなまちづくりの拠点施設として、将来の人口規模や地域の実情に応じた複合化や有効活用などの戦略的視点に立って、施設のあり方の検討や維持管理が求められています。

一方、人口減少及び少子化・高齢化が進展する中で、利用者の減少などから、市民生活を支える地域公共交通の維持が課題となっています。

鉄道や路線バス等を確保し、利便性と効率性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通全体のあり方を検討することが必要です。

(9) 安全・安心な生活環境の確保

本市は、フォッサマグナに象徴される特異な地質状況にあり、新潟焼山や地すべり、急傾斜地など、自然災害が発生しやすい地形的条件を有し、災害発生による被害のリスクを常に抱えているため、災害の発生防止と被害を最小限に食い止める取組が必要です。

また、限りある資源を有効活用し、持続可能な生活環境を次世代に引き継ぐことが重要であり、環境への負荷を軽減する取組とともに、市民一人一人の地球環境を守る意識醸成が求められます。

このほか、情報化などの技術の進展に伴う犯罪の発生形態が多様化、複雑化する傾向にあり、関係機関が連携した犯罪等の防止対策や消費者保護への対応が課題となっています。

(10) 行財政運営の健全化

平成 28 年度における本市の財政力指数(※1)は 0.441 と、1.0 を大きく下回っており、財政基盤の弱さを示しています。人口の減少は経済の縮小に繋がり、税収の減少など、本市財政にも大きく影響を与えています。

また、これまで整備した公共施設は老朽化等に伴う大規模な改修が必要となるなど、更なる財政負担が見込まれていることから、人口規模に見合った適正配置や長寿命化により、将来にわたって公共サービスを維持する対策が求められます。

今後も持続可能なまちづくりを進めていくためには、自主財源の確保、受益者負担、費用対効果の考え方を明確にして、これまで以上に効率的な行財政運営に努めるとともに、財政の現状と将来の見通しを公表し、市民の理解と協力を得ながら健全な行財政基盤を確立する必要があります。

※1 財政力指数：財政運営の自主性の大きさを示す指数で、1に近いほどあるいは1を超えるほど財政力が強いことを示す。

5 施策の大綱

第2次糸魚川市総合計画の推進にあたっては、市民や地域、事業者等と行政が共に考え、共に行動する協働の取組を基本として、人口減少対策と地域産業の活性化に取り組む地方創生の取組を推進するとともに、福祉や社会保障、産業や環境、教育などあらゆる分野において、将来の人口減少を見据えたまちづくりが必要となります。

30年先も持続可能なまちづくりに向けて、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」をこれからの重点課題としてとらえ、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、施策の大綱では、分野ごとに取り組むべき施策の方向性を示しています。



(1) 第1章 子育て支援・教育分野

子育て支援充実のまち いといがわ

郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

結婚・出産の希望をかなえ、出生数の増加につなげるため、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

保育園・幼稚園や学校、家庭、地域、企業、行政機関が連携して、0歳から18歳までの一貫した子育て支援と教育の取組を進めるとともに、市民一人一人が共に学び、共に成長し合い、ふるさと糸魚川を想い、高い志を掲げ世界で活躍するひとづくりを進めます。

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

明日を担う子どもたちの健やかな育成を目指し、子育てと仕事が両立できる環境づくりを進めるとともに、世代を超えた様々な人たちが寄り添い、ともに手を携えて子育てができるよう、地域全体で子育て家庭を支える取組を進めます。

ひとづくりの土台となる愛着形成と基本的な生活習慣の定着の重要性について、適時適切な啓発を図ります。

保育園・幼稚園、学校、企業、行政機関は、家庭や地域との連携のもと、心・健康・学力のバランスがとれ、夢を持った子どもの育成を目指し、0歳から18歳まで適時適切な教育と切れ目のない支援を提供するとともに、教育関係者の資質の向上を図ります。

第2節 結婚を希望する男女への婚活支援

未婚率の低減や晩婚化の抑制を図るため、結婚に向けた意識啓発や、出会いの場の創出など、結婚を後押しする取組を進めます。

第3節 生涯学習の充実

市民一人一人がふるさとを愛し、能力を十分に発揮できる「生涯学習社会の構築」を目指して、**新たな**公民館体制とそのネットワークをフルに活用し、保育園・幼稚園、学校、家庭、地域、図書館及び体育団体等の社会教育団体の連携・協力を進めます。特に、ふるさと学習（糸魚川ジオ学）の推進により、郷土愛の醸成に努めるとともに、家庭教育力の充実・強化を図ります。

また、生涯スポーツの推進による健康寿命の延伸や競技スポーツの振興、大会の開催誘致による市民の元気づくりを進め、住み続けたいまちづくりにつなげるとともに、年齢に応じた指導体制及び施設の機能充実を図ります。

第4節 文化の振興

芸術文化の振興を図るため、文化施設の有効活用を進め、市民の文化活動を支援するとともに、優れた芸術文化の鑑賞の機会を広げる取組を進めます。

また、郷土愛の醸成や交流人口の拡大に向けて、ジオパークの特徴的な自然・歴史資源の探求を進めるとともに、地域の文化遺産、伝統文化の適切な保護と活用**を図ります**。

(2) 第2章 健康福祉分野

安らぎ支えあいのまち いといがわ

健康で元気なひとづくり

健康寿命の延伸を目指し、健康で生き生きとした生涯を過ごすため、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、より効果的に実践できるよう、家庭及び地域社会全体でこの取組を支える仕組みづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉が連携し、地域の見守りサービスの充実など地域での支えあい、助け合う体制づくりを進めます。

第1節 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた適正な食生活や運動習慣の定着など健康増進に努め、生涯自立を目指した取組を進めます。

また、生活習慣病等を早期に発見し、重症化予防に取り組むとともに、こころの病の防止に努め、積極的にこころの健康づくりを進めます。

第2節 安心できる医療体制の充実

地域医療体制の充実を図るため、県や医師会、基幹病院との連携を図りながら、地域医療を担う医師及び医療技術者の確保を進めます。

また、誰もが安心して医療が受けられるよう、国や県の支援を得て、地域医療及び救急医療体制を堅持します。

さらに、市内医療機関での出産ができる環境を維持するため、市民ニーズを把握し、関係機関と連携しながら、市内医療機関の利用率、満足度の向上に努めます。

第3節 地域で支え合う福祉の推進

子どもからお年寄りまですべての市民が安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域と行政の役割を分担しながら、家族や地域による支えあいのほか、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が継続して一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

障害者と地域の人が共に協力しながら暮らせるよう、相談体制や日常生活支援の充実などの取組強化に努めます。

第4節 高齢者への支援

高齢者一人一人が、それぞれの状態に応じた健康づくりや介護予防に取り組めるよう、関係機関との連携を図ります。

高齢者が気楽に交流できる場を身近に設け、閉じこもりを予防し、社会参加を促すとともに、高齢者自身が社会の支え手となり、生きがいにもつながるような取組を進めます。

また、高齢者が支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、関係機関との連携を深め、介護サービスの更なる充実と質の向上を目指します。

(3) 第3章 産業分野

資源循環で潤うまち いといがわ

にぎわいと活力のあるまちづくり

「しごと」が「ひと」を集め、「まち」に活気を生み出すことから、地域内での資源循環と外貨を稼ぐ取組を進めるとともに、バランスのとれた人口構成を確立するために若者や女性の就業環境を整える取組を進めます。

産業振興では、地域資源を活用した新たな産業創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化を図るとともに、ジオパーク資源を活用した交流人口の拡大を図ります。

第1節 若者が求める就業環境づくり

若者や女性の地元就職とU I ターン就職を促進するため、地元企業への理解と関心を高める取組を進めるほか、企業の魅力や情報を積極的に発信します。

また、地元企業への就職を促進するため、企業が求める人材の育成や確保を推進するとともに、勤労者福祉の向上や労働環境の改善など、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた取組を支援します。

第2節 活力ある産業の振興

地域ブランドの確立や糸魚川らしさの創出により、6次産業化の推進、新分野への展開支援をはじめ、地域資源を活用した起業・創業の支援を行い、稼げる産業の育成に努めます。

工業では、中小企業等に対する融資をはじめとする支援制度を充実させるとともに、関係機関との連携強化を進め、市内企業の活性化や競争力の強化に向けた支援を行うほか、企業の本社機能等の移転や企業誘致を進めます。

商業では、商工団体等と連携し、経営の安定化や事業承継に向けた支援を行うとともに、個店の魅力アップや商店街等の賑わいづくりに向けた取組を支援します。

農林水産業では、新規就業者や多様な担い手の確保・育成により、持続可能な産業構造への転換を図るとともに、生産基盤の整備、農地、山林の集積・集約化による効率的な経営と農林水産物の高付加価値化、販路の拡大等を促進し、収益性の高い経営体の育成を図ります。

また、食育の推進、地元産品の直売や販路拡大、地産地消の推進、農山漁村と都市との交流・連携により、農山漁村の活力の向上を図ります。

第3節 交流人口の拡大

豊富な観光資源を有する本市において、点在する観光資源を有機的に結びつけるための二次交通の整備に取り組むとともに、企業や地域、観光協会、観光関連事業者との連携による体験型観光など、新たな観光商品の開発により、交流人口の拡大につなげます。

また、受入れ側の意識改革や観光客のニーズにあったサービスの提供を支援し、積極的な情報発信により通年型観光を目指すとともに、外国人観光客の誘致拡大、受入態勢の整備や魅力の情報発信を行います。

ジオパークの情報発信や普及啓発により、「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」の認知度の向上に努めるとともに、教育旅行など誘客促進を図ります。

(4) 第4章 土地利用・公共インフラ分野

生活基盤が整ったまち いといがわ

みんなが住みよいまちづくり

合併後、新市の一体感の醸成を図る中で、均衡ある市域の発展に向けて整備を進めてきた公共施設や既存施設について、将来的な地域のあり方を見据えた活用を推進します。

また、公共交通については、さらなる利便性向上につながる取組を推進し、機能的で効率的な暮らしやすい生活圏の形成を図ります。

第1節 暮らしやすい生活圏の形成

豊かな森林や多面的機能を有する農地においては、自然や生活と産業活動との調和ある土地利用を図ります。また、市街地拡大の抑制や機能的な土地利用への誘導といった視点に立った計画づくりと都市的な機能が調和した土地利用を推進し、安らぎのある生活基盤づくりを進めます。

第2節 地域公共交通の確保

まちづくりと連携した地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通の再編・改善により、利便性と効率性の高い鉄道・バス等の公共交通網を確保するほか、長岡・新潟方面への利便性の向上に努めます。

また、北陸新幹線糸魚川駅を玄関口とした観光誘客により、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン及びJR大糸線の利用促進を図ります。

第3節 交通ネットワークの整備

本市は、三大都市圏（首都圏、関西圏及び中京圏）と環日本海交流圏（日本海沿岸都市）を結ぶ拠点であり、加えて、姫川港から海外や日本海沿岸都市をつなぐ十字型経済圏を結ぶ交通の要衝に位置しています。

このような広域的な地理的有利性を活かし、「ヒト」・「モノ」の広域交流の拡大を図るために、国道や地域高規格道路、港湾を結びつけた広域交通網の整備を進めます。

また、市街地と各集落を効率的に結ぶ道路整備やジオサイトなど点在する観光地へのアクセスを強化します。

さらに、道路・橋りょうについては長寿命化計画により適切な維持管理に努め、誰もが快適で安全に利用できる災害に強い交通ネットワークを構築します。

第4節 快適な住環境の整備

将来も安心して住み続けることができる便利で快適な住環境の整備を進めます。また、老朽化した公営住宅の計画的な改修や更新などを進めるとともに、入居希望や民間住宅の供給動向を踏まえ、適正な公営住宅の維持管理に努めます。

ガス、上水道、下水道については、効率的な管理のため、施設の統廃合を進めながら整備、充実を図り、持続的で安定的な経営と快適な生活基盤づくりを進めます。

(5) 第5章 環境・防災・防犯分野

環境保護と防災対策の充実したまち いといがわ

人と自然にやさしいまちづくり

ジオパークの大地が育む豊かな自然とその恩恵による生活環境を次世代に引き継ぐため、環境保全の啓発に努めるとともに、ごみの減量化などの資源の循環と持続可能な新たなエネルギーの利用促進に努めます。

また、豊かな自然と隣合わせの自然災害への対応について、消防、防災などの危機管理体制を確立するとともに、防犯、交通安全、消費者保護など安全安心のまちづくりを進めます。

第1節 環境の保全と資源循環型社会の形成

自然環境、生活環境の大切さを認識し、将来においても豊かな自然の恵みを楽しむ社会の構築に向け、廃棄物の減量やリサイクルの推進とあわせ、新エネルギーの利用を促進し、環境への負荷を軽減した自然と環境にやさしい資源循環型社会の形成を進めます。

第2節 安全・安心な市民生活の保護

様々な災害や事故、危機的事象などから、市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、治山・治水、海岸保全などのハード対策の取組とともに、地域や関係機関の連携及び迅速で的確な消防・防災活動、国民保護措置の充実を図ります。

さらに、被害防止と円滑な避難行動を促すため、土砂災害警戒区域などの情報を的確に発信します。

また、犯罪の防止、交通事故防止及び消費者保護に向け、市民と行政が一体となった取組を進めます。

(6) 第6章 地域づくり・市民活動・移住定住分野

市民活動が活発なまち といいがわ

地域が輝くまちづくり

住みよい地域を維持していくため、住民が主体となり、市民・地域・行政の役割分担を明確にしながら課題を解決する協働の取組と互いに支え合う自主自立の取組を促進し、活発な地域づくりを進めます。

また、中山間地域など高齢化率が高い地域においては、自治活動、集落機能や日常生活の維持が困難になってきていることから、全ての市民が住み慣れた地で安心して暮らせるための支援を促進します。

さらに、地域を支えるリーダーなどの人材育成と地域活動へ積極的に参加する市民を増やす取組を進めるとともに、移住定住による地域を支える人材、地域で共に暮らしていく人材の確保に取り組みます。

第1節 自主自立の市民活動の推進

郷土愛を育む住みよい地域を維持していくため、住民が自ら考え行動する意欲と行動力を支援し、住民の自主自立による地域力の向上を進めます。

特に、中山間地域においては、安心して暮らし続けられる日常生活を維持していくための環境整備や地域活動に対する支援を進めます。

また、地域づくり活動の原動力となる地域リーダーや地域活動実践者などの人材育成を進めながら、住民参加型の地域づくり活動を進めます。

人権を尊重する社会を実現するため、人権意識の高揚と人権啓発を推進するとともに、男女があらゆる分野において、すべての人々が分け隔てなく社会に参画し、共生できる男女共同参画社会の実現に努めます。

また、共に支えあい、協力する地域活動の促進に向けてボランティア、NPOなどへの支援を行います。

第2節 地域に根付く人材の確保

ふるさとに愛着を抱く教育や、転出した人が帰郷できる施策を推進するとともに、幅広い年齢層の移住を促進する中で、特に当市で減少傾向が著しい20歳から40歳までの子育て世代を呼び込み、バランスのとれた人口構成を目指します。

豊かな自然や文化など糸魚川の魅力の発信や、市内における受入態勢の整備により、移住やUターンを促進し、地域や産業の担い手を確保します。

第3節 ジオパーク活動の推進

ジオパーク活動は、地質や鉱物など貴重な地質資源を基礎として、これによって成り立つ動植物や生態系、人類の営みである文化、歴史などを包括的に学習する活動であり、平成27年11月には、ユネスコの正式事業となりました。

当ジオパークは、平成21年に世界ジオパークの認定を受け、活動を推進してきましたが、今後は「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」として、さらなる認知度の向上に努めるとともに、ジオパークの3つの理念である保護・保全、教育・防災、地域振興を推進することで、市民一人一人が地域の宝を発見し、学び、理解して、磨き、地域に愛着と誇りを持ち、地域の発展に繋がるよう、関係団体や地域住民などとの連携により、官民一体となった取組を進めます。

6 総合計画推進に向けた行財政運営

第2次総合計画で掲げる新たなまちづくりと人口減少社会に対応した地方創生に取り組むためには、一層簡素で効果的な行政の体制整備と財政基盤の強化が必要となります。

厳しい財政状況や変化が激しい社会経済環境に的確に対応するとともに、協働による持続可能なまちづくりに向けた各種施策を効率的・効果的に進めるために、積極的に行政改革を推進します。

(1) 健全な行財政運営

生産年齢人口の減少による税収の減少や、高齢者の増加による医療費や介護給付費などの社会保障費の増大は避けられないことから、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を進めるため、「長期財政見通し」を踏まえ、確実な財源確保に取り組むとともに、予算の重点的かつ効率的な配分に努め、重要度や緊急度、費用対効果を意識した健全な行財政運営に努めます。

また、将来的に安定した財政運営を実現するため、税収の安定的な確保と優良な起債や国、県補助制度の有効活用に努めるとともに、適正な受益者負担などについても市民の理解を求め、使用料等の見直しを進めます。

このほか、適切で分かりやすい財政状況の公表を通じて、市民と行政が本市の財政状況について共通認識を深めるとともに、**地域の実情に合ったまちづくりを進めるうえでも、公共施設等総合管理指針に基づく施設の複合化や有効活用が必要であり、将来を見据えた公共施設等の適正配置と維持管理経費の縮減に取り組みます。**

(2) 積極的な行政改革

多様化する地域課題や行政課題に対して積極的に取り組む職員を育成するため、職員の資質向上や意識改革に取り組むとともに、職員の適正な定員管理に努めます。

持続可能なまちづくりを進める上で、効率的な行財政運営の確保と行政の質の向上は必須であり、コスト・スピード・成果を重視した行政経営を進めながら、PDCAサイクルにより、目的、手段、効果などを検証し、行政改革を不断の取組として推進します。

また、行政サービスの向上に向けて、指定管理者制度や民間委託、民営化などへの移行を積極的に進めます。

近年、多様化、大規模化する災害、事故等から市民の生命及び財産を守るとともに、人口減少・少子高齢化社会においても活力ある社会経済を維持するため、国、県が進める行政の広域化の動向を踏まえ、近隣市町村との連携強化に努めます。

(3) 行政の透明化と市民参画

情報通信技術の活用により、行政事務の効率化、高度化、透明化を図り、行政が所有する情報の民間活用を促す一方で、個人情報保護など情報の適正な管理に努めます。

多様化する市民ニーズに対応するため、様々な媒体や手段による意見、提案募集に努めるとともに、適切かつ迅速な情報提供や行政情報の公開により、市民の積極的なまちづくりへの参画を促進します。

市民の活力をまちづくりに活かすため、計画づくりなど政策形成過程への市民参加を進め、市政の様々な場面における市民参加の機会の拡充に努めます。

基本計画（案）

◇序章

◇30年先も持続可能なまちづくりに向けて

本市の人口は、昭和30年には既に減少を始めており、以来減少の一途をたどっています。昭和30年の国勢調査人口は77,878人でしたが、平成27年調査の速報値で44,161人となり、33,717人、43.3%の減少となっています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活において実感するのは困難ですが、将来的には市民生活や経済活動に大きな影響を与え、地域経済の規模縮小や生活水準の低下を招くおそれがあります。

持続可能なまちづくりを進めていくため、市民や地域、事業者等と行政が共に考え、共に行動する協働の取組を基本に、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」を第2次糸魚川市総合計画の重点課題として取り組む必要があります。

1 地方創生の取組の推進

本市においては、これまでも人口減少対策に取り組んできましたが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。これからの人口減少時代に対応する地方創生の取組は、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って重点的かつ戦略的に進めていく必要があることから、本市における人口の現状と将来の展望を提示する「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

第2次糸魚川市総合計画では、この総合戦略を重点プロジェクトに位置づけながら、人口減少対策と地域産業の活性化に取り組む、人口減少に歯止めをかけ、年齢構成のバランスが取れた人口構造への転換を図ります。

2 人口減少社会に対応したまちづくり

地方創生の取組を進める一方で、今後数十年間の人口減少は避けられないことを踏まえ、将来の人口規模に見合う、効率的かつ効果的な社会システムを再構築する取組も必要となります。

人口減少や少子高齢化は社会様態の変化であり、これを機会に、公共施設や地域公共交通のあり方など、まちづくりの方向性を見直す「改革の時期」と捉え、市民と行政の積極的な対話や連携により、長期的な視野を持って地域づくりやまちづくりを進める必要があります。

中山間地域においては、「小さな拠点」などの取組により、商店や診療所など生活に必要な機能や施設を維持するとともに、市街地においては、「立地適正化計画」などにより都市機能と居住の誘導を図り、より高度な医療、福祉、商業等の生活サービスの提供を維持することが求められています。

これらの新たなまちづくりを進めていくうえでは、公共施設の有効活用や複合化、適正配置について

も同時に考えていく必要があり、「公共施設等総合管理指針」に基づき、戦略的視点に立った施設のあり方の検討や維持管理を進める必要があります。

また、拠点化・集約化された施設同士をコミュニティバスなどで結んだり、中山間地域と市街地等を結ぶ公共交通の維持・充実など、市民生活を支える交通ネットワークの整備が重要となることから、「地域公共交通網形成計画」の策定を通して、効率的で利便性の高い地域公共交通の確保が必要となります。

これらを踏まえ、第2次糸魚川市総合計画では、福祉や社会保障、産業や環境、教育などあらゆる分野において、将来の人口減少を見据えながら、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

次章からの基本計画では、「地方創生の取組」と「人口減少に対応したまちづくり」を基本的考えとして、取り組むべき個別施策を政策分野別にまとめています。

関連個別計画（計画名）	計画期間
糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度～平成 31 年度
立地適正化計画	平成 30 年度～
公共施設等総合管理指針	平成 27 年度～平成 66 年度
地域公共交通網形成計画	平成 29 年度～

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

1 妊娠出産支援と親子の健康

- ① 出産・育児満足環境づくり
- ② 子どもと保護者の健康の増進



基本方針

出産、育児の満足度の高いまちを目指すとともに、健康づくりの土台を9歳まで（※1）に定着させ、更に10歳以降も継続できるよう、遊びの推進、生活リズムの向上など健康づくりを行います。

施策指標

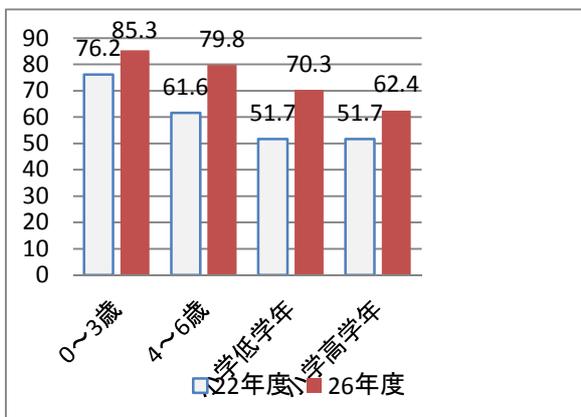
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
市内病院出産割合	51.60%	70%	70%
子どもとふれあう努力をしている割合（小学校低学年の親）	70.30%	85%	85%
3食食べている割合（4～6歳）	92.60%	100%	100%

現状と課題

- 平成26年度市内病院の出産割合は51.6%、市で行う乳幼児健診満足度は89.2%でした。育児不安を抱える保護者も多いため、関係機関と連携し満足度を高め「糸魚川で産んで育てて良かった」と思える政策が必要です。
- 早寝早起きおいしい朝ごはんの取組は9歳までは定着していますが、小学校4年生以降が就寝時間が遅くなる傾向にあります。また、保護者特に父親の欠食率が改善されておらず、保護者の生活改善が必要です。
- 子どもの生活にゲーム機等電子メディアが急速に浸透しており、生活リズムや遊びに大きな影響を与えています。このため正しい電子メディアとの関わり方の周知、体を使った遊びの推奨や生活リズム向上に向けた取組が必要です。

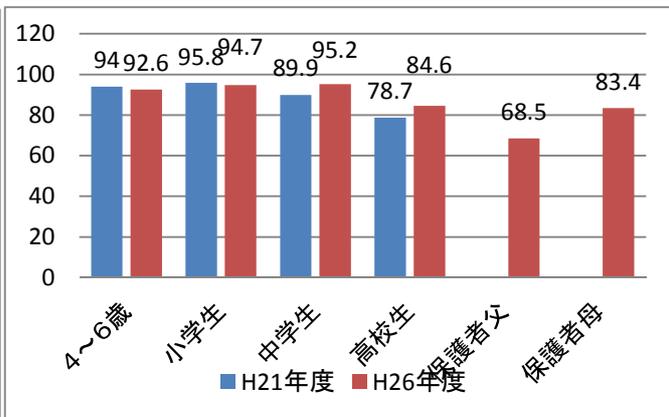
トピック

子どもとふれあう努力をしている親の割合



全ての年代で子どもとふれあう努力をしている親が増加しています。（第二次親子保健計画評価アンケートより）

3食毎日食べる割合



3食食べている割合は増えていますが、父親が食べている割合が低い状況です。（第二次親子保健計画評価アンケートより）

※1 9歳まで：脳の重量的発達は10歳で約90%完成するため、それ以前の取組が重要である。

具体的な施策(施策の方向)

① 出産・育児満足の実現づくり

- 安心・満足して出産できるよう関係機関と連携し医療環境の整備を行います。
- 妊産婦相談体制の充実と子育て相談の充実を図るため、育児教室や訪問、相談会を通して母乳育児の推進など、きめ細やかな相談体制を作ります。
- 乳幼児健康診査で育児不安の軽減を図り、継続支援が必要な親子にきめ細かい支援を行い愛着形成が図れるようにします。
- 発達段階に即した愛着形成(※2)の具体的に啓発し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。また温かいところによるしつけを地域ぐるみで進めます。

② 子どもと保護者の健康の増進

- 早寝早起きおいしい朝ごはん運動を推進し、0歳から9歳までに生活リズムの土台を作り、10歳以降も継続した取組を行い、生涯を通じた健康づくりにつなげます。
- 基礎的な調理体験、食べる体験を通じて「食」への関心が持てる子どもを育成します。
- 子どもだけでなく保護者も含め食生活や生活リズムの改善ができるよう働きかけます。
- 9歳までの外遊びや集団遊び等の体験活動が子どもの心身の健康に欠かせないことから、ゲーム機、スマートフォン等の電子メディアに頼らない子育てを推進し、健康づくり、コミュニケーション能力、運動能力、自己コントロール能力等を育みます。
- 電子メディアのメリット、デメリット(健康への悪影響)を保護者、子どもに伝え「これなら守れるルール」を年代ごとに提案します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

子どもの健康づくりは親子が主役です。保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、及び地域、医療機関、親子健康サポーター等が連携し合い、親子の健康づくりを支えます。
行政は、親子の健康づくりの啓発を行うとともに関係機関の連携を強化します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市教育大綱	平成27年度～平成29年度
糸魚川市子ども一貫教育基本計画	平成28年度～平成35年度
第3次糸魚川市親子保健計画	平成28年度～平成35年度
第2次健康いといがわ21	平成28年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	妊娠アシスト事業	マタニティスクール、妊産婦健診
2	乳幼児すこやか事業	乳幼児健康診査、親子の訪問、5歳児発達相談
3	親子の絆応援事業	愛着形成・母乳育児の推進、じゃれつき遊びの推進
4	めだか園運営事業	就学前の子どもへの発達支援
5	早寝早起きおいしい朝ごはん事業	早寝早起きおいしい朝ごはん、親子保健計画の推進
6	親子食育推進事業	キッズキッチン・ジュニアキッチン等による食育の推進
7	市内産婦人科確保対策事業	市内出産奨励金

※2 愛着形成：幼児期までの子どもと養育者との間で、情緒的な結びつき(信頼関係、愛情など)が培われること。

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

2 子育て支援の充実

- ① 子ども・子育て支援事業計画の推進
- ② 子育て家庭を支える取組の推進
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 子育てと仕事の両立支援
- ⑤ 地域で行う子育て支援



基本方針

多様なスタイルの子育てと仕事が両立でき、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、子育て世代が、子育てに自信や希望を持って子どもを産み育てたいと思えるよう支援します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
子育て環境の満足度	39.30%	60.00%	70.00%

現状と課題

- 子育ての不安や育児方法、発育等の悩みを抱える保護者も多く、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりが必要です。
- 育児に対する需要が多様化しているため、従来の定型的な保育のみではきめ細かい対応が難しく、低年齢児保育や早朝、夜間、休日等個々の要望に沿った保育が求められています。
- 低年齢児の受入れ態勢整備のためには、保育士の確保や園舎の改築等が必要となり、効率的な保育園運営の観点から、適正な配置や民営化等が課題です。
- 児童虐待に関する相談や通告は増加傾向にあり、その要因も複雑化しているため、長期間にわたり継続して支援していく必要があります。
- 育児休業が取得しにくい状況があるため、多様な働き方が可能となるよう企業の理解を深める必要があります。

トピック

保育所と幼稚園児童数の推移

就学前児童数は減少していますが、入園の低年齢化が進み、3歳未満児の割合が増加しています。

各年4月1日現在（単位：人）

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27
保育所	公立	499	549	557	568	576	563
	私立	430	432	425	374	355	365
	計	929	981	982	942	931	928
幼稚園 こども園	公立	176	179	185	177	165	155
	私立	177	180	173	150	148	141
	計	353	359	358	327	312	296
合計		1,282	1,349	1,340	1,269	1,243	1,224
うち、3歳未満児		312	351	345	299	303	313

具体的な施策(施策の方向)

① 子ども・子育て支援事業計画の推進

- 糸魚川市子ども一貫教育方針に基づき、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、**地域**、保育園、幼稚園、学校等が相互に協力し、地域社会が一体となって子育てを行うよう**推進**します。

② 子育て家庭を支える取組の推進

- 育児相談や子育てサークルの活動支援の中心となる子育て支援センターの**事業内容を充実**します。
- 発達支援センターめだか園では、発達や成長に不安のある子どもと保護者に対する適切な相談や支援を行い、子どもの発達を促します。
- 虐待等の発生予防や早期発見に努め、子どもに関する様々な相談に適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心に継続的に必要な支援を行います。
- 子育てに係る保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減や子ども医療費助成、予防接種助成、こども誕生お祝い事業**など**を行います。

③ 保育サービスの充実

- 需要が高まっている0～2歳の保育の場を確保するため、認定こども園や地域型保育事業等、既存の保育園に加え多様な選択ができる環境整備を進めます。
- 一時保育や時間外保育、病児・病後児保育等、個々の事情に柔軟に対応できるよう、事業の拡充を図ります。

④ 子育てと仕事の両立支援

- 育児をしながら働く保護者へ育児支援の各種制度の情報提供を行うとともに、企業に対し短時間勤務の導入など就労環境の整備を働きかけます。

⑤ 地域で行う子育て支援

- 子育てに関する様々な援助を求める世代と援助できる世代間の交流拡大を図り、地域全体で子育て中の家庭を支える体制や子育てしやすい環境整備を推進します。

協働のとらぐみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

保護者が子育ての第一義的責任を有することを基本的認識とします。
地域、企業等の市民全体が、地域の将来を支える子どもを育成するように努めます。
行政は、子育て環境の全般的な整備を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
糸魚川市子ども一貫教育基本計画	平成28年度～平成35年度
第3次糸魚川市親子保健計画	平成28年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	特別保育事業	3歳未満児保育や延長保育、一時保育等
2	休日お助け保育事業	土日祝日の保育利用料の助成
3	子ども医療費助成事業	高校卒業までの子どもの医療費の助成
4	病後児保育事業	病後で保育園等での預かりが困難な児童の保育
5	子育て支援センター運営事業	子育て広場や育児相談の実施
6	ファミリーサポートセンター事業	会員相互の子育て援助

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

3 就学前教育の充実

- ① 家庭教育の充実・強化
- ② 乳幼児教育の充実
- ③ 幼稚園・保育園、小・中・高等学校の交流と連携の推進



基本方針

愛着形成の重要性を家庭と共有し、よりよく生きるための基礎を育てます。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
糸魚川の自然を利用した遊びをしている割合（4～6歳）	64.5%	70%	70%
1日1回は、自分の子をほめる保護者の割合（4～6歳）	60.8%	70%	70%

現状と課題

- 子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、保護者との信頼関係を図り、関係機関と連携し家庭支援を行うことが重要です。
- 基本的生活習慣を養うためには、家庭と園での生活の連続性が重要となるため、保護者との共通認識のもとで、発達に応じたきめ細かな指導が必要です。
- 電子メディアの普及や生活様式の変化の影響で、家庭や地域での豊かな体験活動の実施状況が十分とは言えないことが課題です。

トピック

保育MEN'Sの様子



父親の育児参加、親子のふれあいを進めるために「保育MEN'S」の講習会を開催しています。男性保育士が講師を務めています。

園児と中学生の交流



園児と中学生との交流場面です。総合的な学習の時間や中学校の家庭科、中・高の職場体験等で、園児、児童・生徒が交流しています。

具体的な施策(施策の方向)

① 家庭教育の充実・強化

- これから子育てを行おうとしている未来の親や、乳幼児の保護者、また、小学校から中学校までの各時期に合わせて、家庭教育に関する講演等を実施します。
- 幼少期における豊かな体験活動の重要性を保護者と共有し、ジオパーク学習や遊びの充実を図ります。

② 乳幼児教育の充実

- 0歳からの愛着形成の重要性を家庭と共有し、自己肯定感をはぐくむ子育てを推進します。
- 豊かな感性や道徳性、課題を解決する力などを身につけられるよう、遊びを中心として生活を通じた指導を行います。

③ 幼稚園・保育園、小・中・高等学校の交流と連携の推進

- 子ども一貫教育基本方針に基づき、関係機関が共通理解、情報交換を行い、切れ目のない支援に取り組みます。
- スタートカリキュラムやアプローチカリキュラムの作成・実践への取り組み、中学生の保育実習等、校種間の一層の連携と協力を推進します。

協働のとrikumi(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

- ①保護者は、子育ての第一義的責任を有することを認識し、家庭教育を行います。
- ②家庭、地域、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校は、連携して、将来の糸魚川を担う子どもを育成します。
- ③行政は、安心な子育て・教育環境の整備に努め、家庭・地域との連携を図る事業を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
糸魚川市子ども一貫教育基本計画	平成28年度～平成35年度
第3次糸魚川市親子保健計画	平成28年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	子ども一貫教育推進事業	基本計画の推進
2	マタニティスクール	出産や育児に関する指導
3	親子の絆応援事業	すくすく赤ちゃんひろば、じゃれつき遊びの推進

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

4 質の高い学校教育の推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 安心・安全な学校づくりの推進
- ③ ふるさと学習による郷土愛の醸成
- ④ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制の充実

基本方針

家庭、園・学校、地域が連携し、自立して生きる力を身につけた子どもを育てます。

施策指標

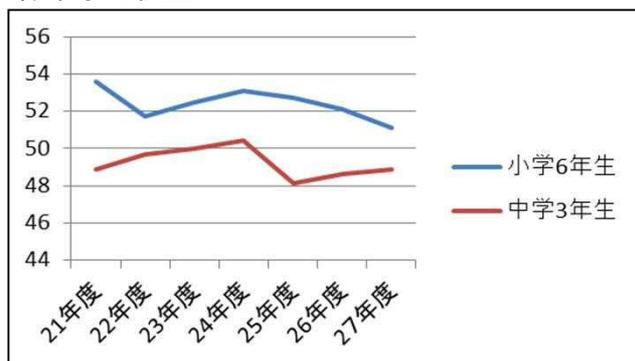
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
標準学力検査の偏差値平均（小学6年生）	51.1	55.0	55.0
標準学力検査の偏差値平均（中学3年生）	48.9	52.0	52.0

現状と課題

- 学力検査結果から、小学生は全国平均とほぼ同程度ですが、中学生は全国平均を下回っているため、確かな学力の定着が課題です。
- いじめ・不登校等の解消は市の喫緊の課題です。そのため、自己有用感、規範意識、コミュニケーション能力、人間関係づくりの能力などの社会性を育成する必要があります。
- ふるさとへの愛着度は、中学3年生で80%以上であり高いが、20代では低下しています。地元企業との連携を重視した中学校、高校での魅力ある授業づくりの一層の推進が課題です。
- 特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実する必要があります。

トピック

標準学力検査



小学6年生は偏差値平均（50）を超えています。中学3年生は偏差値平均を下回っています。



考えを出し合う子どもたち

具体的な施策(施策の方向)

① 確かな学力の育成

- 家庭と学校が連携し、基礎的・基本的な内容の定着を図り、また自ら学び自ら考える力などの『生きる力』をはぐくむ授業改善に取り組みます。
- 児童生徒の学習保障や市内高等学校の魅力化を推進するために、人的配置や財政支援を実施します。

② 安心・安全な学校づくりの推進

- いじめや不登校を生まない学校風土づくりのために、児童生徒の思いやりの心と自主性を育成する自治的な活動、リーダーの育成を推進します。
- 家庭や地域と連携して、地域全体で規範意識や人間関係づくりの力等を育てる教育活動を推進します。

③ ふるさと学習による郷土愛の醸成

- ふるさとに愛着をもち、心豊かな子どもを育てるため、ジオパーク学習を中心とした体験学習の充実を図ります。
- 教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。また、地域や地元企業と連携し、職場体験やボランティア活動等の充実に努めます。

④ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制の充実

- 教育相談体制を充実し、子どもの悩みや課題に応じた適切な指導、支援を図ります。
- 学校の生活や学習に困り感を持つ子どもの個別のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
家庭は、基本的な生活習慣や規範意識の育成を担い、子どもの行動に責任を持ちます。 地域は、日常の関わりや地域行事、社会教育活動を通して、子どもの社会性を育みます。 学校は、教職員の資質の向上に努め、日々の授業の充実を図ります。 行政は、学校の教育の成果と課題を把握し、必要な指導と支援を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市子ども一貫教育基本計画	平成28年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	子ども一貫教育推進事業	カリキュラム、副読本の作成
2	学力向上支援事業	各種検定受験料の助成、補習授業
3	ふるさと糸魚川学習支援事業	ジオパーク学習を中心とした体験学習
4	コミュニティスクール推進事業	地域、家庭と連携した学校づくり
5	いじめ・不登校等対策支援事業	いじめ・不登校の防止に向けた取組、相談体制
6	教育補助員等配置事業	特別支援学級等補助員の配置
7	教職員資質・指導力向上事業	指導力を高める教職員研修
8	高等学校魅力づくり支援事業	高等学校の魅力的なカリキュラム編成
9	地域愛育成事業	地域コーディネーターの配置

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

5 学校等教育環境の整備

- ① 教育環境整備基本方針の策定
- ② 教育施設の適正管理
- ③ 安全・防犯対策の充実

基本方針

充実した教育環境と安全性を確保するために施設の適正管理を進めます。また、より良い教育環境を確保するために学校の適正配置を検討し、計画的な改修、施設・設備の更新により、安全、安心で快適な教育環境の整備を進めます。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
防災機能強化(天井等落下防止)対策済みの学校数	8校/22校	21校/21校	
大規模改修(新築・改築含)の実施校数	11校/22校	12校/21校	13校/21校

現状と課題

- 少子化や過疎化の進行による児童数及び生徒数の減少は依然として進んでいます。教育環境に関する方針については、子ども子育て会議で検討しており、今後、学校の適正規模、適正配置、長寿命化計画を含めた方針を定めていく必要があります。
- 校舎及び体育館等の耐震化は、耐震補強及び新築・改築により平成25年度末で完了し、市立特別支援学校ひすいの里総合学校の建設も完了しています。
- 今後は、体育館等の天井等落下防止対策による防災機能強化を進めるとともに、築20年を経過した校舎等については、大規模改修を計画的に進める必要があります。
- また、通学路の安全対策や防犯対策を行政、学校、家庭及び地域が連携し、継続していく必要があります。

トピック

学級数、児童・生徒数の推移

(平成28年5月1日現在)

	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
	学級数	人数										
小学校合計	103	1,969	102	1,948	100	1,911	96	1,848	91	1,792	90	1,712
中学校合計	36	1,112	33	1,055	33	1,023	32	985	32	991	32	1,004
小・中学校合計	139	3,081	135	3,003	133	2,934	128	2,833	123	2,783	122	2,716

※ 学級数には、特別支援学級を含めていません。
 ※ ひすいの里総合学校は、含めていません。



具体的な施策(施策の方向)

① 教育環境整備基本方針の策定

- 学校の適正規模や適正配置についての検討を進め、長寿命化計画を含めた整備基本方針を定め、より良い教育環境の充実に努めます。

② 教育施設の適正管理

- 充実した学習環境を整備するため、建築後の経過年数や現状に応じた長寿命化対策（施設の改修や設備の更新）を実施し、施設の適正管理に努めます。

③ 安全・防犯対策の充実

- 通学路等での事故防止や防犯パトロールを継続するとともに、地域やPTA、警察等関係機関との連携による情報共有に努め、安全対策や防犯対策を進めます。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政は、子ども子育て会議における様々な分野の意見を反映し、より良い計画の策定に生かします。
保護者や地域は、防犯パトロールなど、安全・防犯対策に協力します。

関連個別計画

計画名	計画期間
学校適正配置方針（検討中）	平成28年度以降
糸魚川市学校長寿命化計画	平成26年度～30年間

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	天井等落下防止事業、学校改修事業	天井等落下防止対策、老朽改修
2	小学校プール改修事業、グラウンド改修事業	プール設備改修、グラウンド改修
3	暖房設備等改修事業	暖房設備等の更新
4	防犯パトロール事業	防犯パトロール

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第2節 結婚を希望する男女への婚活支援

1 結婚を希望する男女への婚活支援

- ① 出会いの場創出支援
- ② 結婚に向けた意識醸成の取組



基本方針

未婚率の低減や晩婚化の抑制を図るため、結婚を希望する若者への婚活支援を行います。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
婚姻数(単年度)	150件	180件	180件

現状と課題

- 未婚の女性数が男性数に比較して少なく、男女共に未婚率が上昇しています。
- 婚活イベントにおいても積極的な参加が少ないことが課題であり、参加者の結婚に対する意欲を高めるとともに、結婚を希望する若者が参加しやすいような、時代に合った出会いの場を設定する必要があります。

トピック

【未婚者数】

男性

年齢(歳)	2000年		2005年		2010年	
	人数	未婚率	人数	未婚率	人数	未婚率
20~24	924	90.77%	721	90.92%	697	90.40%
25~29	1,011	70.31%	822	67.77%	714	69.52%
30~34	604	42.18%	676	48.42%	580	46.47%
35~39	445	30.86%	465	33.72%	555	38.09%
合計	2,984	55.98%	2,684	56.13%	2,546	56.54%

女性

年齢(歳)	2000年		2005年		2010年	
	人数	未婚率	人数	未婚率	人数	未婚率
20~24	759	83.22%	558	81.94%	492	82.69%
25~29	613	47.45%	533	51.00%	476	51.80%
30~34	287	20.75%	324	24.56%	301	28.13%
35~39	118	9.49%	193	14.74%	225	17.02%
合計	1,777	36.78%	1,608	36.93%	1,494	38.24%

20~30歳代の未婚男性は、女性に比べ約1,000人多い状態が続いています。

具体的な施策(施策の方向)

① 出会いの場創出支援

- 結婚を希望する若者に出会いの場を提供します。
- 縁結びコーディネーターなどのサポート体制を整え、結婚を希望する男女に対して、相談から結婚に至るまでの支援活動を行います。
- 市民アンケートで得た未婚者の意見を踏まえて、結婚に結びつく事業を検討し、実施します。
- 市民や企業等の互助会などが企画開催する婚活イベントや、民間事業者が実施する結婚相談所への入会を支援します。

② 結婚に向けた意識醸成の取組

- 未婚者や親に対する講座などを開催し、結婚に向けた意識を醸成します。
- ホームページ等において、婚活イベント等の情報提供を行います。

協働のとrikumi(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

縁結びコーディネーター、事業者等は、出会いの場の提供や結婚に関する相談などの婚活支援事業に協力します。

事業者等は、従業員への婚活イベント等の情報周知に協力します。

行政は、縁結び事業に対する支援、婚活情報等の提供、各種講座の開催や出会いの場の提供に取り組みます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	縁結びコーディネート事業	結婚を希望する男女の出会いの支援や結婚に係る相談サポート
2	ハッピー出会い創出事業	婚活イベント等を行う事業者に対し、イベント等の費用の一部を補助 独身者に対する各種講座の開催、出会いの場の提供
3	結婚相談所入会支援事業	結婚相談所への入会費用の一部を助成

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第3節 生涯学習の充実

1 社会教育の充実

- ① 推進体制の充実
- ② 青少年の学習の充実
- ③ 親と子の学習機会の充実
- ④ 成人・高齢者の学習機会の充実
- ⑤ 施設の機能充実と維持管理の推進
- ⑥ 図書館機能の充実



図書館でボランティアによる読み聞かせ

基本方針

市民一人一人がふるさとを愛し、心豊かに暮らすため、生涯各期にわたる学習機会を提供します。

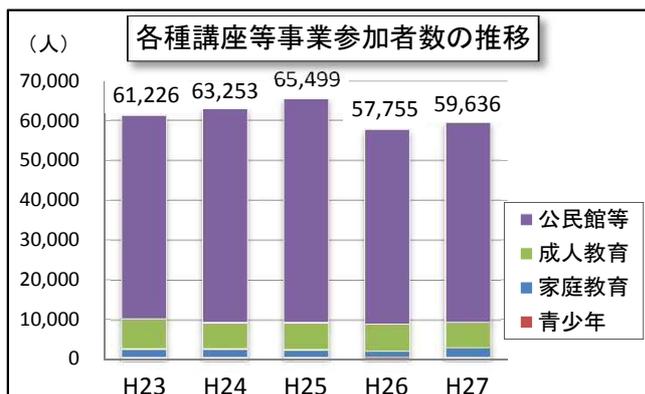
施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
各種講座等事業の市民1人当たり参加回数	1.3回	1.4回	1.5回
図書館の市民1人当たり貸出冊数	5.9冊	6.1冊	6.3冊

現状と課題

- 公民館体制について地域住民への理解を深め、各地区の自主性を生かした活動を推進できるよう、行政の支援と調整が必要です。
- 講座などの地区公民館活動では参加者の固定化や減少傾向がみられるため、多様化する市民ニーズに対応した広範な分野の学習機会の提供とともに、学習成果が活かされる取組が求められています。
- 地区公民館の耐震化や整備改修を計画的に進めるとともに、生涯学習施設は将来を見据えた機能の充実や有効活用について検討を行う必要があります。
- 図書館利用者や貸出冊数は減少傾向にありますが、多様化する市民ニーズに応え、図書館資料の充実と利用しやすい環境の整備を推進するとともに、子どもの読書活動を活発にする必要があります。

トピック



公民館事業等の実施により参加者は増えてきましたが、公民館体制の移行に伴い、平成26年度から青海地域の各支館分が対象外となったため減少しています。

(各年度3月31日現在 資料：事務報告書)

年度	青少年	家庭教育	成人教育	公民館等	総数(人)
H23	637	2,211	7,552	50,826	61,226
H24	716	2,141	6,502	53,894	63,253
H25	654	1,987	6,773	56,085	65,499
H26	740	1,525	6,778	48,712	57,755
H27	669	2,484	6,405	50,078	59,636

具体的な施策(施策の方向)

① 推進体制の充実

- 地区公民館を拠点に地域住民による自主的な学習活動や地域活動を充実させ、市民と行政が協働してひとづくり・まちづくりを推進します。
- 団体やグループの活性化のため、リーダーの育成や支援体制を強化します。

② 青少年の学習の充実

- 青少年の自然体験活動や異なる年齢の人々との交流活動を促進し、社会の中で自立し、協調できる青少年を育成します。
- 地域の自然や文化・伝統等を学ぶ機会や支援体制を充実させ、ふるさと糸魚川に愛着と誇りを持てる子どもを育成します。

③ 親と子の学習機会の充実

- 園、学校、地域、関係機関が連携して、生活スタイルや家族関係の多様化に対応した学習機会を提供し、家庭における教育力の向上に努めます。
- 子どもの健全な成長をはぐくみ、より良い親子関係づくりを推進するため、体験活動などの取組を強化します。

④ 成人・高齢者の学習機会の充実

- 多様な学習機会の提供により、利用者の増加を図り、他の事業との連携を強化するとともに、地域の人材の発掘や学びの成果が生かされる環境の整備を推進します。
- 公民館事業の充実に向けて、各館のさらなる情報共有を図るとともに、地域課題に取り組む事業を推進します。

⑤ 施設の機能充実と維持管理の推進

- 施設の耐震性向上、老朽化による大規模改修は計画的な整備を進め、施設の機能充実のため維持管理や有効活用を図りながら、将来的には地域の核として複合化・多機能化を検討します。

⑥ 図書館機能の充実

- 利用者のニーズの把握に努めるとともに、新刊図書、郷土資料、新聞、雑誌などの資料を充実させ、さらに利用しやすい図書館づくりに取り組みます。
- 子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・学校等と連携し、読書環境の整備や啓発活動を行います。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地区住民は、公民館活動等を通して、自ら考え自ら行動する知恵と力を身に付けながら、地域で支え合う自主的・主体的な活動に努めます。
地区公民館は、生涯学習活動やコミュニティ・地域づくり活動等の拠点として、行政や住民自治組織と連携し、ひとづくり・まちづくりを推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
第2次糸魚川市生涯学習推進計画	平成29年度～平成35年度
第2次糸魚川市子ども読書活動推進計画	平成28年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	成人教育事業	ジオパーク講座など各種生涯学習講座
2	青少年活動事業	週末活動支援、自然体験活動、地域・学校パートナーシップ事業
3	成人式事業	成人式開催
4	家庭教育支援事業	子育て講演会、親子体験学習、家庭教育学級
5	図書館資料整備事業	図書館資料購入(図書、新聞・雑誌、視聴覚資料)
6	絵本ふれあい事業	ブックスタート、絵本の原画展、紅梅文庫資料の活用
7	地区公民館施設整備事業	耐震補強、改築、改修、修繕
8	生涯学習施設整備事業	改修、修繕

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第3節 生涯学習の充実

2 スポーツ環境の充実

- ① 生涯スポーツの振興
- ② 競技スポーツの振興
- ③ スポーツ大会の開催と誘致の推進
- ④ スポーツ施設の環境整備と維持管理の推進



糸魚川市駅伝競走大会スタートの様子

基本方針

スポーツの推進により、生涯いきいきと過ごせるよう、年齢に応じた指導体制及び施設の機能充実を図り、市民のスポーツへの関心を高めます。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
市民スポーツ教室、地区スポーツ教室の参加率	5.4%	7.5%	10.0%
スポーツ施設の年間1人当たり利用回数	4.5回	5.0回	5.5回

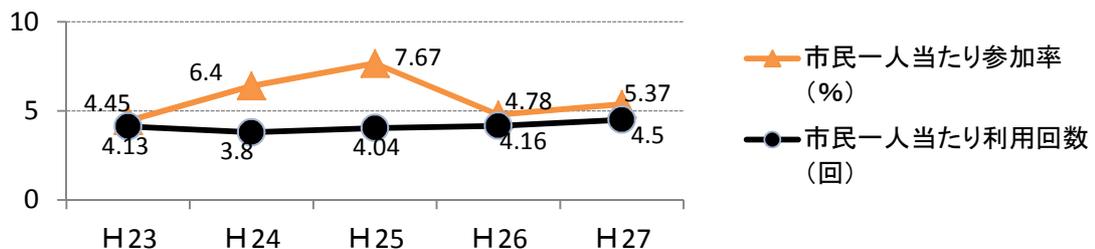
指標 = 参加者数(利用者数) ÷ 人口(各年10月1日現在)

現状と課題

- スポーツ教室等への参加やスポーツ施設の利用回数は、横ばい傾向で市民全体への広がりにつながらないことから、意識啓発が必要であり、誰もが気軽に楽しみながら生活に取り入れられる継続可能なニュースポーツ・軽運動などの普及が求められています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により、市民のスポーツへの関心が高まることが期待されることから、身近なスポーツ教室やイベント等の情報を発信し、参加を促すことが大切です。
- 競技力向上のための指導者の育成や体制について、情報が不足しており、体育協会を中心に他の組織との情報交換や共有による連携が必要です。
- 市内の体育施設は、経年劣化による不具合が頻繁に発生しています。施設の良好な維持管理と継続的な整備が困難な状況であることから、誰もが安全で快適にスポーツに親しめる環境の提供や学校開放施設を含めた長期的な施設のあり方の検討が必要です。公共施設等総合管理指針に沿った計画的な修繕・改修等整備を進める必要があります。

トピック

スポーツ振興目標指数の推移



市民スポーツ教室、地区スポーツ教室の参加率は、教室の開催回数と連動しており、年度により大きく変動しています。参加者ニーズとともに、参加機会を多く設定することや、参加しやすい環境づくりが重要です。

スポーツ施設の年間利用者は、人口減少や少子化等による影響もあることから、横ばい・減少傾向にあります。一人当たり回数は、横ばいで推移しています。

具体的な施策(施策の方向)

① 生涯スポーツの振興

- 各種レクリエーション・スポーツ教室の開催、各種スポーツ活動に対する支援を行いスポーツによる仲間づくりやコミュニティの活性化を促進します。
- 市民一人一人が体力や運動能力、目的に合わせてスポーツに親しむことができる機会や環境を提供し普及に努めるとともに、指導者の育成や資質の向上を図ります。

② 競技スポーツの振興

- 体育協会等団体の活動支援を行い、市民のスポーツへの関心を高め、競技力の向上を図ります。
- 選手の資質を最大限引き出すことと年齢に応じた指導体制の構築と支援が必要であり、体育協会、学校、各種競技団体との連携の強化や情報交換を図り、指導者の相互連携を促進します。

③ スポーツ大会の開催と誘致の推進

- 大学等が実施するスポーツ合宿等の誘致に努め、交流の促進と競技レベルの向上を図ります。
- 競技水準の向上を図るため、練習成果の発揮の場としてのレクリエーションスポーツ・競技スポーツ大会や観て感動を受けるスポーツの公式競技大会・イベントなど各種大会の開催・誘致を推進します。

④ スポーツ施設的环境整備と維持管理の推進

- 公共施設等総合管理指針に基づき、整備・改修を行うとともに、快適な社会体育施設の維持管理を推進します。

協働のとらえ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、あらゆる機会をとおしてスポーツに親しみ、関心を高めるよう努めます。
 体育協会・学校・各種競技団体は、情報を共有し、連携を強化することでスポーツ振興に努めます。
 行政は、官民協力により、あらゆる市民が参加できる機会を提供し、市民の主体性と参加を促進します。また、施設整備に努めるとともに、体育協会等各種団体と連携し、スポーツ振興を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
第2次糸魚川市生涯学習推進計画	平成29年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	スポーツ推進事業	各種スポーツ活動支援、スポーツ教室・大会開催、スポーツ推進委員研修
2	相撲のまち糸魚川支援事業	施設整備や活動事業の補助及び支援
3	体育団体等支援事業	体育協会運営助成、ジュニア育成団体助成
4	有名選手招致事業	ゆめ・スポーツイベント助成
5	スポーツ施設整備事業	施設整備、計画策定、施設修繕

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第4節 文化の振興

1 芸術文化の振興

- ① 市民の芸術文化活動への支援
- ② 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供
- ③ 文化施設の有効活用の推進



基本方針

市民の心の豊かさを育むため、芸術文化の振興を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
年間1人当たりの文化事業参加回数(回)※1	0.4回	1回	1.5回
年間1人当たりの文化施設利用回数(回)※2	1.3回	1.6回	2.1回

※1 美術展や文化ホール事業等、市が関連する文化事業の参加者数/人口

※2 糸魚川市民会館・青海総合文化会館利用者数/人口

現状と課題

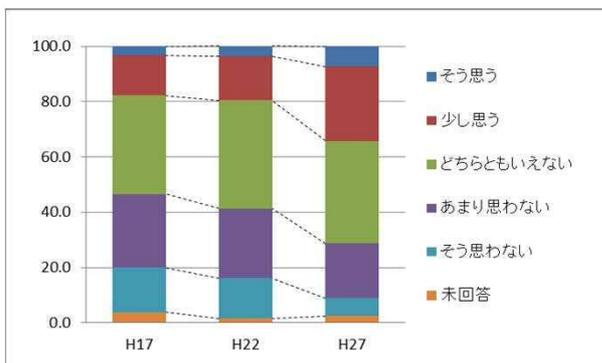
- 市民の間では、文化協会をはじめ、各種文化サークル、団体の活動が活発に行われており、地域の活性化に繋がっていることから、支援を継続する必要があります。
- 芸術文化に関する個人の関心が多様化しており、事業招致による集客型での鑑賞機会の提供では市民のニーズに十分応えられないこともあります。時代に合わせた新たな事業展開も必要です。
- 平成27年にリニューアルオープンした糸魚川市民会館は、市民の文化活動の拠点として利用の増加が見込まれますが、その他の文化施設は老朽化が顕著になっています。公共施設等総合管理指針に基づいて、施設の管理や改修について検討が必要です。

トピック

■糸魚川は文化活動の盛んなまち

「糸魚川市は文化活動が盛ん」と思う人の割合が5年前より上昇しました。文化協会の会員数も微増となっており、様々な文化事業を提供しています。

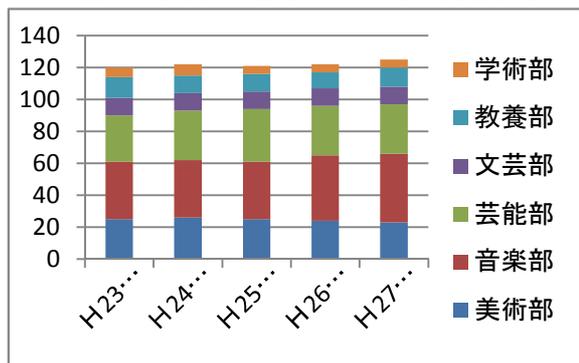
市民アンケート結果(文化芸術活動が活発)



(資料:企画財政課)

文化協会会員数の推移

各年度末時点



(資料:文化振興課)

具体的な施策(施策の方向)

① 市民の芸術文化活動への支援

- 市民の主体的な芸術文化活動が活発に行われています。引き続き、これらの活動を支援し、地域の活性化を図ります。
- 市民の文化活動の励みと郷土愛の醸成のため、学校や市民団体等と連携し、郷土にゆかりのある文化人を顕彰します。

② 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供

- 心豊かな市民生活に、文化活動は不可欠です。そのために、音楽コンサートや演劇、美術展など優れた芸術文化に触れることのできる機会を提供します。
- 若い世代も文化に親しむきっかけづくりに努め、学校をはじめ、市民団体や地域等と連携して事業を進めます。
- 鑑賞機会の提供には、集客型事業のほか、メディアの活用やアウトリーチ(※3)提供など、多様な方法に取り組みます。

③ 文化施設の有効活用の推進

- 糸魚川市民会館及び青海総合文化会館については、市民の文化活動の拠点として、引き続き多くの方から様々な文化活動に利用されるように努めます。
- 文化施設の多くは老朽化が進んでいるため、利便性や効率性を考慮しながら、公共施設等総合管理指針に基づき、あり方を検討するとともに、計画的な改修整備等を行います。

協働のとらきみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、サークルや教室などへの参加や、コンサートや美術展鑑賞などにより、積極的な文化活動を行うよう努めます。
文化協会は、地域の文化リーダーとして、引き続き地域全体の文化振興を進めます。
地域や事業者は、自主的な文化活動を推進します。
行政は、市民と連携して文化振興に取り組みます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	文化活動支援事業	市民が自主的に行う文化活動に対する支援
2	美術展覧会事業	美術展、作品展の開催
3	相馬御風顕彰事業	短歌・俳句大会の開催、御風関連書籍発行等
4	文化協会支援事業	文化協会に対する支援
5	鑑賞推進事業	優れた舞台芸術等の提供
6	文化施設改修事業	老朽化した文化施設の改修等

※3 アウトリーチ：文化ホールでの公演などの集客型事業に対し、学校や地域施設などの外部施設にプロのアーティストなどを派遣する事業をいう。

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第4節 文化の振興



2 歴史・文化の継承と活用

- ① 博物館施設の充実と活動の推進
- ② 文化財の保存及び活用
- ③ 伝統文化の継承と活用
- ④ 文化財収蔵・公開施設の整備

基本方針

本市の歴史・文化を次世代へ継承し、糸魚川に誇りを持ち愛する心を育むため、郷土の資源や文化財を保存・活用します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
博物館・資料館入館者数※	117,000人	122,000人	127,000人

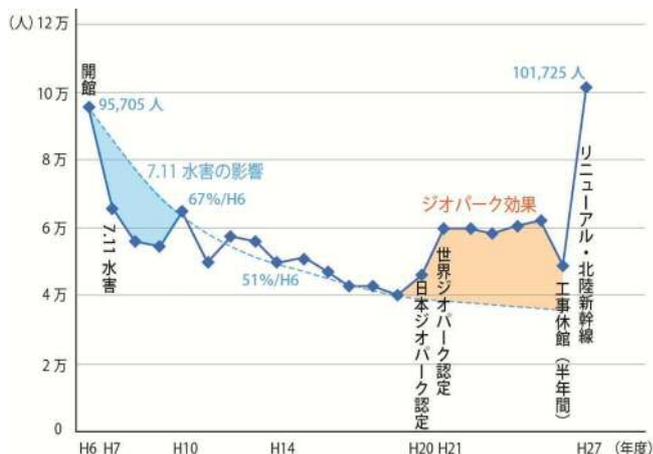
※フォッサマグナミュージアム、長者ヶ原考古館、糸魚川歴史民俗資料館、能生歴史民俗資料館、相馬御風宅の入館者数

現状と課題

- フォッサマグナミュージアムは、ジオパークの拠点施設であり、引き続き、ジオパークをアピールするためには、フォッサマグナミュージアムの機能の充実が必要です。
- フォッサマグナミュージアムの屋外展示の機能を持つフォッサマグナパークや、ヒスイをはじめとした天然記念物などは、糸魚川の大切な資源であり、適切な保護と公開が求められます。
- 国・県・市指定文化財をはじめ、この地域特有の文化資源が数多く埋もれていることから、これらを次世代に伝えるためにも、適切な保存と活用が求められます。
- 少子高齢化などに伴い、伝統芸能、風俗・慣習などの維持は困難な状況にあり、その継承と保存が懸念されています。
- 所有者、管理者の高齢化などに伴い、文化財の管理、保存は困難な状況になっていることから、それらを適切に保存、管理、活用する環境を整える必要があります。

トピック

フォッサマグナミュージアム入館者数の推移



糸魚川の指定文化財数

指定種別	国	県	市	計	
有形文化財	建造物	2	0	6	86
	絵画	0	0	2	
	彫刻	2	7	30	
	工芸品	0	2	8	
	書跡	0	0	7	
	古文書	0	0	8	
	考古資料	0	2	3	
	歴史資料	0	0	7	
民俗文化財	有形	3	0	4	15
	無形	2	0	3	
記念物	史跡	3	2	9	46
	名勝	1	1	0	
	天然記念物	7	3	17	
	特別天然記念物	3	0	0	
指定文化財 計	24	17	106	147	
登録文化財	6			6	
指定・登録文化財 合計	30	17	106	153	

具体的な施策(施策の方向)

① 博物館施設の充実と活動の推進

- フォッサマグナミュージアムは、ジオパークの拠点施設として、糸魚川の貴重な自然資源や資料について研究、収蔵し、分かりやすく情報を発信します。
- フォッサマグナパークは、郷土の大地の成り立ちについて理解を深めるために欠かせない自然資源であり、地域の活性化も視野に入れて保存と整備を行います。

② 文化財の保存及び活用

- 文化財の適正な保存管理を図るため、解説板及び標柱の整備や普及活動に努め、文化財に対する市民の理解を促します。
- 埋蔵文化財の適正な保存を図るため、調査成果を広く市民に公開し、埋蔵文化財に対する市民の理解を深めます。

③ 伝統文化の継承と活用

- 伝統文化を次世代に継承するため、伝承活動や保存活動を支援します。

④ 文化財収蔵・公開施設の整備

- 文化財を適正に保存、活用するため、展示等や管理運営方法を見直し、既存の施設を有効活用するとともに、施設整備を検討します。

協働のとりのくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民・地域は、当地特有の自然・文化資源を学び、その保存と活用に努めます。
 事業者は、当地特有の自然・文化資源を理解し、その保全と活用に努めます。
 行政は、当地特有の自然・文化資源について、次世代に引き継ぐよう努め、保全・活用を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
フォッサマグナパーク保存活用計画	平成28年度～平成32年度
青海川硬玉産地保存管理・保存整備計画	平成29年度～平成30年度
親しらず保存管理計画・保存整備計画	平成28年度～平成30年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	博物館活動推進事業	フォッサマグナミュージアムの展示等
2	博物館資料収蔵庫整備事業	フォッサマグナミュージアムの資料収蔵庫整備
3	フォッサマグナパーク整備事業	フォッサマグナパークの整備と活用
4	国指定文化財整備事業	ヒスイ原産地などの保存と公開
5	県指定文化財整備事業	相馬御風宅の改修・保存と積極的な活用
6	埋蔵文化財発掘調査事業	諸開発の円滑化を図るための埋蔵文化財の発掘調査
7	埋蔵文化財保存・活用事業	出土品等の整理、報告書刊行及び公開と活用
8	文化財保護事業	伝統文化の記録保存や講演会等の開催
9	文化財収蔵・公開施設整備事業	文化財センターの整備

第1節 健康づくりの推進

1 地域社会が連携して行う健康づくりの推進

- ① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底
- ② 食生活や生活習慣の改善による健康づくりの推進
- ③ 運動による健康づくりの推進
- ④ こころの健康づくりの推進



基本方針

健康で安心して生涯を暮らすため、健康寿命の更なる延伸を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
国民健康保険特定健康診査受診率(※)	48.1%(H26)	63%	70%
1日30分以上の運動をしている者の割合	男性 26.4%	男性 28.5%	男性 30.0%
国民健康保険特定健康診査受診者(40~64歳)	女性 26.6%	女性 28.5%	女性 30.0%
地区運動教室数	24	27	30

※特定健康診査は、医療保険者に義務付けられた40歳以上の被保険者を対象とした健康診査です。

現状と課題

- 健診体制が整備され、受診率も各種健康診査は年々上昇、がん検診は上昇または横ばいで推移しています。しかし、脳血管疾患や胃がんの標準化死亡比は国よりも高く、今後も受診率向上及び生活習慣病予防の取組が必要です。
- 健診結果からは、高血圧をはじめとする生活習慣病に関連する有所見者が増加し、特に30歳から40歳代の若年者の発症が増えており、発症の抑制が課題です。
- 健康づくりセンターを拠点とした健康づくりや、身近な地区公民館での運動教室数は増加し、特に中高年女性の運動習慣の定着が図られています。一方で、若い世代の運動習慣定着の割合が低いこと、中高年の男性の運動教室等への参加が少ないことから、運動に取り組む人を各年代で増やしていく必要があります。
- 市民アンケート調査では、30歳代、40歳代の男性の不眠やストレスが多い現状があります。また、自殺者数は、年々減少していますが、男性の自殺者が多い現状が続いており、対策が必要です。
- 介護保険要介護認定率は、19.9%(平成26年)と横ばいで推移していますが、高齢者の増加により、介護給付費や国民健康保険医療費は年々増加傾向であり、課題となっています。

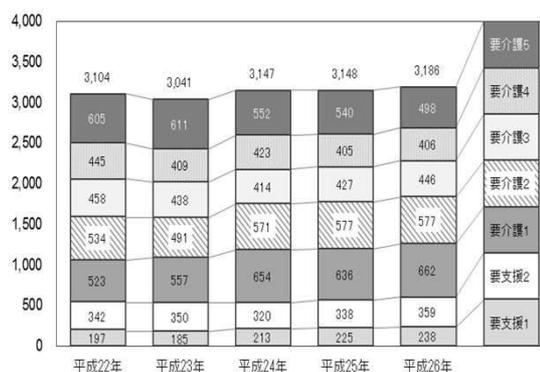
トピック

国民健康保険特定健康診査
健診受診者と未受診者の医療費比較



健診未受診者は、受診者の3倍の医療費がかかっています。

要介護認定者の推移



重度要介護者が減少し、軽度要介護者が増加していることから、介護予防の取組が重要です。

具体的な施策(施策の方向)

① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底

- 高血圧が重症化することにより、脳血管疾患の発症や人工透析導入等につながり、国保医療費、介護給付費が増加しています。高血圧対策は、認知症や生活習慣病全体の予防にも大きく影響するため、重点的に取り組みます。
- 疾病の予防や早期発見・早期治療による重症化の予防を目指し、健診等の受診促進を図り、事後指導体制を強化推進するとともに医療費の削減に取り組みます。

② 食生活や生活習慣の改善による健康づくりの推進

- 健康な食への関心は高まっていますが、メタボ(※1)等の生活習慣病が増加していることから、適正体重の維持、野菜等の適正摂取や減塩の取組を積極的に行います。
- 幼少期から正しい食習慣を定着するため、親子を対象に引き続き「早寝早起きおいしい朝ごはん」運動に取り組みます。
- 高齢期においては、低栄養や栄養の取りすぎに気をつけ、適正体重が維持できるよう取り組みます。

③ 運動による健康づくりの推進

- 運動習慣の定着を目指し、教育委員会・学校と連携し、子どもから高齢者まで、スポーツや運動を楽しみながら健康づくりを実践できる体制づくりに取り組みます。また、水中運動の普及を図るため、プールの整備に向けて調整します。
- 各種運動教室を推進するとともに、運動器症候群(ロコモ)(※2)予防や認知症予防等介護予防にも取り組みます。

④ こころの健康づくりの推進

- 職域と連携を図り、早期に対応するため支援体制を強化し、積極的なこころの健康づくりとして若年からの生きがいを推進します。

協働のとらぐみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、自分自身及び家族の健康を大切にし、主体的に健康づくりに努めます。
行政、地域、職域、保健医療福祉関係団体は、互いに連携しながら、市民の健康づくりの取組を支える体制づくりを行います。
行政は、市民の健康づくりに関する情報提供と活動支援を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
第2次健康いといがわ21	平成28年度～平成35年度
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成25年度～平成29年度
データヘルス計画	平成27年度～平成29年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	健康診査受診促進事業	一般・特定健診、がん検診、歯周病検診の実施
2	生活習慣病予防事業	生活習慣病予防のための各種教室相談会の開催
3	健康づくり推進事業	地区運動教室等の開催
4	一般介護予防事業	介護予防の重要性と実践に向けての普及啓発
5	自殺対策推進事業	自殺予防の普及啓発と対応力向上研修の開催

※1 メタボ(メタボリックシンドローム)：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・脂質代謝異常・高血圧のうち2つ以上該当する状態

※2 ロコモ(ロコモティブシンドローム=運動器症候群)：運動器(筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板)の障害もしくは複数に障害が起き、歩行や日常生活に何らかの障害をきたしている状態

第2章 健康で元気なひとづくり

第2節 安心できる医療体制の充実

1 地域医療体制の充実

- ① 地域医療体制の充実
- ② 医療従事者の確保



基本方針

医療従事者等を確保し、医師会・糸魚川総合病院等と連携して地域医療体制の充実を図ります。

施策指標

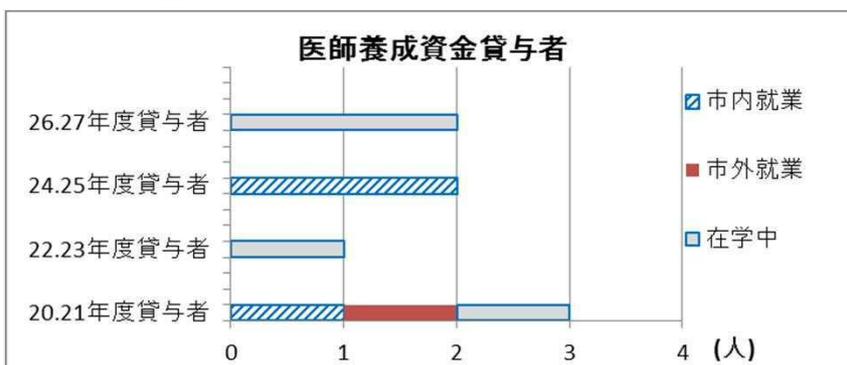
指標	現状(H26)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
医師数(人口10万人当たり)	132.9人	133人	133人

現状と課題

- 市内開業医の高齢化が進んでいることから、新規開業医院への支援体制を継続します。
- 糸魚川総合病院では、臨床研修医は増加傾向ですが、常勤医師が減少しており、へき地診療所の継続運営が課題です。
- 糸魚川総合病院の常勤医師確保が困難となってきたことから、医師養成資金貸与制度を継続し、市独自制度による医師を確保するとともに、大学とのつながりを維持するため、大学連携臨床研究事業などを継続することが必要です。

トピック

医師養成資金貸与者数



平成20年度から開始した制度。糸魚川総合病院に平成27年度までで3人の勤務実績があります。

人口10万人当たりの医師数の推移

(単位:人)

年度区分	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
市	128.5	125.8	120.6	132.9
県	174.1	177.2	182.1	188.2
国	212.9	219.0	226.5	233.6

(資料:新潟県福祉保健年報、各年12月末現在)

当市の医師数は、人口10万人当たり132.9人であり、新潟県及び国の平均を大きく下回っています。

具体的な施策(施策の方向)

① 地域医療体制の充実

- 糸魚川総合病院の常勤医師の減少が続いていることから、医師養成資金貸与制度を継続し、市独自制度による医師の確保に努めます。また、大学連携臨床研究事業などを継続するとともに、糸魚川総合病院と協力連携し、総合診療医の育成に対する支援策に取り組みます。
- 糸魚川総合病院で実施している研修医の受入れのうち、地域医療研修については、国民健康保険診療所を一定期間研修の場として提供することで、研修医受入れの支援をします。

② 医療従事者の確保

- 医師を確保するため、国や県へ要望するとともに、県と連携して大学等への医師派遣要望を継続します。
- 新規の診療所開設等を支援するため、診療所開設等支援事業を継続します。
- 看護師等の医療技術者及び介護従事者の確保が難しくなっていることから、市内で就業しやすい環境を整えるため、貸付制度等の施策を継続するとともに、**医療従事者の資質向上等に支援**します。
- 医療技術者では看護職が不足していることから、医療技術者修学資金貸付制度等の周知を図るとともに、県が行う再就職支援講習会などの再就職に向けた情報の周知に努めます。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、日頃の健康管理に努め、地域医療の現状を理解するよう努めます。

医療機関及び行政は、市民に健康管理の大切さを理解してもらえよう、地域医療の現状や取組内容の周知に努めるとともに、医療環境の整備に取り組みます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	医師養成資金貸与事業	医師確保に向けた医師養成資金の貸与
2	大学連携臨床研究支援事業	医師確保に向けた大学との連携及び研究支援
3	高度医療技術者人材育成支援事業	医師、看護職の知識と技能の向上のための助成
4	診療所開設等支援事業	新規診療所への開業助成

第2章 健康で元気なひとづくり

第2節 安心できる医療体制の充実



2 救急医療体制の確保

- ① 365日24時間の救急医療体制の維持
- ② 2.5次的救急医療体制の整備促進

基本方針

365日24時間の救急医療体制を維持します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
休日・夜間診療体制	365日	365日	365日

現状と課題

- 糸魚川総合病院の常勤医師が減少する中で、365日24時間救急医療体制を確保していますが、救急医療に携わる医師の確保が課題です。
- 1次救急は、医師会の協力により、糸魚川総合病院において開業医にも従事していただいておりますが、開業医の高齢化により開業当番医も減少することから、今後の1次救急の体制維持が課題です。
- 2次救急は、上越市等への救急搬送が増えており、市内で対応できる体制の整備と市外救急病院との連携が課題です。

トピック

平成27年度に整備された糸魚川総合病院内の準高度急性期病床(8床)の写真



今後ますます厳しくなると予想される医師確保の面からも、専門性志向が強い若手医師が治療に関わることができる準高度急性期病床(HCU:ハイケアユニット)の必要性は高まると予想されます。

具体的な施策（施策の方向）

① 365日24時間の救急医療体制の維持

- 糸魚川総合病院（救急病院）における救急医療に係る人員の確保や、救急専門病床を維持及び運営するための支援を継続します。また、1次救急に関しては、医師会との協力連携体制を継続します。

② 2.5次的救急医療体制の整備促進

- 糸魚川総合病院（救急病院）に対する高度医療機器等の整備に対し、**効果を検証し**、支援を継続します。

※2.5次的救急医療体制：救命センターの指定を受けていない2次救急病院（糸魚川総合病院）が3次救急レベルの設備・スタッフを備えて受入れを行っている場合に、2.5次を使います。ただし、症例の受け入れでは偏りがあります。

- ・ 1次救急医療：入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な救急医療。
- ・ 2次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。
- ・ 3次救急医療：2次救急では対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、医療機関の適正受診及び救急車の適正利用を心掛けます。
行政は、医療機関の適正受診及び救急車の適正利用、救急医療の現状を周知し、救急医療体制維持への市民の理解を深めます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	救急医療対策事業	365日24時間の救急体制確保
2	医療施設等設備整備事業	基幹病院への高度医療機器等の整備助成
3	診療所開設等支援事業	新規診療所への開業助成（1次救急当番医）【再掲】

第2章 健康で元気なひとづくり

第3節 地域で支えあう福祉の推進

1 地域福祉の充実

- ① 地域社会での相互扶助機能の充実
- ② 社会福祉協議会・福祉団体等への支援
- ③ 生活困窮者の自立支援
- ④ 災害時の要配慮者への支援



基本方針

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を構築します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
認知症サポーター養成数	2,911人	3,300人	3,700人
高齢者等見守り支援ネットワーク事業所	28事業所	35事業所	40事業所
生活困窮者自立支援事業支援プラン策定件数(年間)	1件	10件	25件

現状と課題

- 認知症及び認知症の疑いのある高齢者は、平成27年4月1日現在、介護保険認定者の69.2%になります。そのため、地域での見守り支援の必要性が高まっています。
- 人口減少により地域の支えあいの機能が低下しているため、支えあいの体制づくりが必要です。
- 社会福祉の推進には、社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア等の活動が不可欠ですが、自主財源だけでは運営が困難な状況にあります。
- 生活保護に至るリスクのある経済的困窮状態にある人や複合的な課題を抱える社会的孤立状態にある人が増加し、相談体制の整備が求められています。
- 災害時に支援が必要な方の中には要配慮者名簿の登録に未同意の方がいます。この方は自治会や関係機関に事前の名簿提供ができないため、支援体制づくりが難しい状況です。

トピック

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



具体的な施策(施策の方向)

① 地域社会での相互扶助機能の充実

- 認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等により認知症の正しい知識の普及啓発を図るとともに、高齢者等見守り支援ネットワーク事業の拡大や認知症の方の徘徊時の対応体制強化、福祉サービス等の活用により地域の見守り体制を強化します。
- 相互扶助の勉強会や地域ケア推進会議、協議体の開催等により、支えあい体制を充実させます。

② 社会福祉協議会・福祉団体等への支援

- 社会福祉協議会は地域福祉の中核的な役割を担っており、多様化する福祉ニーズをとらえて地域福祉の向上に努めることが期待されています。市として、社会福祉協議会、福祉団体、ボランティア団体、地域住民が主体的に活動することを支援し、自助・共助・公助が連携して活動できる体制づくりに取り組みます。

③ 生活困窮者の自立支援

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、包括的な相談支援、家計支援、就労支援、住宅確保給付金の給付を行います。
- 現在、生活保護制度を活用している被保護者に対しては、生活の安定と自立更正を促進するため、適切な援助を行いながら生活保護制度の適正な運用を図ります。また、就労可能な被保護者の就労のため、ハローワークなど関係機関と連携し就労支援を行います。

④ 災害時の要配慮者への支援

- 災害時に要配慮者が安全に避難できるように、平常時から避難行動要配慮者の情報を把握し、自治会や民生委員、自主防災組織と情報の共有化を図り、要配慮者の安否確認、避難誘導體制づくりに取り組みます。また、自治会や関係機関との支援体制協議や連携強化により、全ての要配慮者に対する支援体制整備を進めます。

協働のとらえ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
<p>市民は、地域の見守りや支えあいを通して、地域福祉の担い手として連帯感を持って活動に取り組みます。</p> <p>事業所等は、地域貢献活動としてボランティア活動や見守りネットワークへの参加、認知症サポーターの養成などに取り組みます。</p> <p>行政は、それらの立ち上げ支援や調整をします。</p> <p>社会福祉協議会は、策定した地域福祉活動計画を基に、地域と連携し、安心と癒しの生活・充実した生活ができる地域づくりを推進します。</p>

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市高齢者福祉計画	平成27年度～平成29年度
第6期糸魚川市介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
第2期糸魚川市地域福祉計画	平成24年度～平成28年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座、認知症出前講座
2	家族介護支援事業	認知症カフェ、相談会等
3	高齢者等見守り支援ネットワーク事業	業務の中で高齢者等の見守り
4	生活困窮者自立支援事業	相談支援、住宅確保給付金、家計相談支援
5	社会福祉協議会地域福祉助成事業	地域福祉事業助成、ボランティア活動支援

第2章 健康で元気なひとづくり

第3節 地域で支えあう福祉の推進

2 支えあいと自立の地域生活

- ① 障害者の相談支援体制の強化
- ② 自立と社会参加への支援

基本方針

障害のある人もない人も、地域でお互いに助け合い、生き活きと地域で生活ができるまちづくりを目指します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
福祉施設から一般就労への移行	5人	8人	10人
グループホームの利用者数	26人	51人	51人

現状と課題

- 障害者が利用できる施設がここ数年で増え、障害があっても自立した生活が送れるように環境整備が進みました。しかし、早期に専門相談窓口につながらず、引きこもり等により社会参加が困難な状況となる人もいることから、相談しやすい体制づくりが必要です。また、専門相談員も不足しています。
- 障害のある人を支えている家族の高齢化により、「親亡き後」の生活支援が大きな課題となっており、障害者が自立した生活をするためのグループホーム等の住居が不足しています。
- 障害者の就労支援については、福祉事業所から一般企業への就労が進んでおらず、障害者の雇用について企業への理解を求める働きが必要となっています。
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月）に合わせ、市は、自ら法的な義務を果たすとともに、民間事業者に対しては努力義務の達成を働きかけます。市民には、不当な差別的扱いの解消と合理的配慮について周知する必要があります。

トピック

■福祉施設から一般就労への移行者数

	H23	H24	H25	H26	H27
福祉施設から一般就労への移行	3	5	0	3	5

※主な就労先：福祉施設、スーパー、行政機関、洋菓子店

福祉施設から一般企業への就労については、ここ数年増加してきています。就労支援サービスの利用者は年々増加しています。

■福祉サービスの利用者数

	H23	H24	H25	H26	H27
居宅介護	36	34	41	48	45
短期入所	17	21	24	30	37
施設入所支援	63	66	66	68	67
グループホーム	32	36	34	28	31
就労支援 (移行支援・継続支援)	72	80	95	102	109

居宅介護や短期入所などの在宅生活者のサービス利用が増加しています。

グループホームの利用者数は横ばいで、新たな利用者の受入れが困難な状況となっています。

具体的な施策(施策の方向)

① 障害者の相談支援体制の強化

- 相談をしたい人が相談しやすい窓口を設置するとともに、多様な相談に対応できる専門相談員を配置します。
- 市役所などでの一般的な相談対応に加えて、長期入院患者の地域移行、相談員のスキルアップと後継者の育成、権利擁護支援、地域の各種相談機関との連携など専門性の高い相談支援を行う「基幹相談支援センター」を設置します。

② 自立と社会参加への支援

- 障害者が地域で社会の一員として生活していくためには、グループホームなどの住居と相談機関等が一体となった地域生活支援拠点の整備が必要であり、市内の社会福祉法人と連携しながら整備を進めます。
- 障害のある人も一般企業で働くことができるように、就労訓練の充実を図ります。
- ハローワーク等と連携し、企業に対して障害者への理解を深め、その人の能力に見合った職場環境の整備などを進め、障害者が自立し生きがいを持った生活が送れるよう支援を行います。
- 障害に対する理解を深め、差別の解消が図られるよう、市民への普及・啓発を行います。



協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、病気や障害に対する正しい理解を深めます。
糸魚川市地域自立支援協議会（障害者団体、社会福祉法人、労働機関、教育機関、行政）が中心となって地域で生活する障害者のニーズを把握し、検討します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市ささえあいプラン (第4期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画)	平成27年度～平成29年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	相談支援事業	障害者からの総合相談業務の委託
2	地域活動支援センター事業	障害者の居場所づくりや社会参加支援
3	就労移行支援事業・就労継続支援事業	障害者の就労のための支援
4	生活介護・自立訓練事業	障害者が日中活動する場を提供するための支援
5	理解促進・啓発事業	障害者差別解消法研修会・市民啓発物作成

第2章 健康で元気なひとづくり

第4節 高齢者への支援

1 高齢者福祉の充実

- ① 地域支えあいの推進
- ② 在宅介護サービスの充実
- ③ 福祉施設の整備
- ④ 生活支援サービスの充実

基本方針

高齢者のニーズに応じて、住まい、医療・介護・予防・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
要介護3以上の認定割合	41%	40%	39%
特別養護老人ホーム申込者数の減少(要介護4、5)	222人	210人	200人
在宅介護希望者数の増加	66.9%	70%	75%

現状と課題

- 平成26年要介護認定率は19.4%であり、今後、高齢者数は平成30年がピークと想定されますが、団塊の世代がすべて後期高齢者になる平成37年には、さらに認知症や一人暮らし高齢者の増加により、要介護者の増加が予測されます。
- 高齢者世帯の増加により老老介護が増加し、家族介護が困難になっています。
- 今後、介護保険制度の安定した運営を継続する必要があります。
- 高齢者の半数以上ができるかぎり住み慣れた地域、自宅での介護を希望していますが、家族の介護体制や医療機関との連携が不十分等の理由で、介護者は施設志向が高い傾向にあります。**高齢者を地域で見守っていくための体制づくりが課題です。**
- 充実した介護サービスを提供するため、介護従事者の確保と技術の向上を図る必要があります。

トピック

要介護等認定者数の推計

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要介護度	要支援1	238	249	265	281	296
	要支援2	359	381	410	452	481
	要介護1	662	660	682	700	722
	要介護2	577	553	547	544	577
	要介護3	446	486	520	561	603
	要介護4	406	423	443	462	479
	要介護5	498	477	451	430	439
総数	3,186	3,229	3,318	3,430	3,597	3,516
認定率 (対高齢者数)	19.4%	19.5%	20.0%	20.6%	21.9%	22.8%

※各年10月1日現在

認定率は、ここ数年横ばいですが、今後高齢化率の増加等から20%を超えると見込まれています。

具体的な施策(施策の方向)

① 地域支えあいの推進

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、自助・互助の体制づくりを行うとともに生活支援サービスの充実を目指します。
- 高齢者の見守り事業等を通して、支えあいのためのネットワークづくりをします。

② 在宅介護サービスの充実

- 高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、在宅介護サービスの更なる充実を目指します。
- 在宅医療と介護の連携強化を目指し、医療・介護職種のネットワークづくりに取り組み、情報共有できる関係性の構築ならびに介護職の資質・技能の向上を図ります。
- 介護家族の支援を行います。
- 在宅介護を支える居宅サービスや地域密着型サービスを充実させます。
- 地域包括支援センターの機能強化と介護職員の資質の向上を図ります。
- 介護従事者の確保と技術向上を図るため、修学資金貸与制度と資格取得等補助事業を推進します。

③ 福祉施設の整備

- 在宅介護が困難になった高齢者や家族介護のニーズに対応するため、施設整備計画を策定し、適切な整備を推進します。

④ 生活支援サービスの充実

- ボランティア等の生活支援の担い手の養成や地域資源の発掘、協議体の立ち上げ、生活支援コーディネーターを養成等で、生活支援体制整備を進めます。
- 社会福祉協議会や事業所、NPO法人などと協議し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供を推進します。

協働のとらえ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政は、市民・地域・事業所等との協働により、ともに助けあい支えあうまちの実現を目指します。
市民は、主体的に社会参加や地域支援に協力し、社会的な役割を担うよう努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市高齢者福祉計画	平成27年度～平成29年度
第6期糸魚川市介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	生活支援体制整備事業	協議体の開催、生活支援コーディネーターの配置
2	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療連携協議会の運営など
3	市民後見推進事業	地域住民による権利擁護支援の人材養成
4	地域包括支援センター運営事業	高齢者の総合相談業務等の委託
5	高齢者おでかけ支援事業	65歳以上の高齢者へ交通費の助成
6	地域密着型施設整備支援事業	地域密着型サービス事業所整備助成
7	介護人材育成支援事業	資格試験受験料及び研修費の助成

第2章 健康で元気なひとづくり

第4節 高齢者への支援

2 高齢者生きがいづくりの充実

- ① 積極的な社会参加の促進
- ② 高齢者の交流機会の充実

基本方針

高齢者が自ら積極的に健康を保持・増進し、社会参加や生きがいづくりに取り組む「生涯元気社会」の実現を目指します。

施策指標

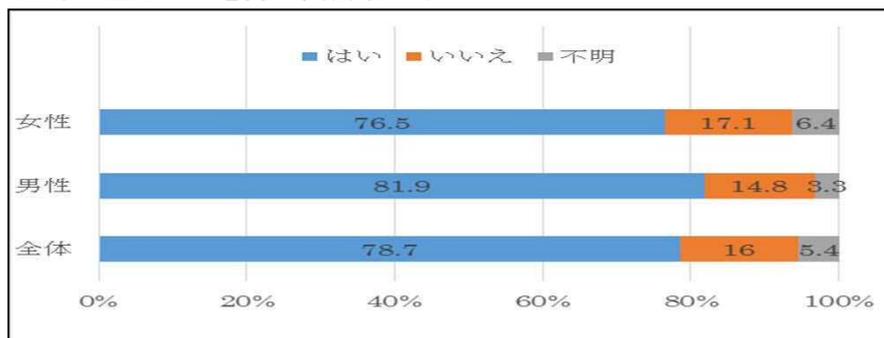
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
趣味や生きがいのある高齢者の割合	78.70%	85%	90%

現状と課題

- 一般高齢者アンケート調査では、趣味や生きがいを持っている高齢者は78.7%で、そうでない高齢者は運動機能が低下している傾向があり、生きがいづくりが課題です。
- 趣味や交流機会が多い人ほど、**運動機能の低下が少ないことから**、介護予防のために、積極的な社会参加への働きかけが必要です。
- 老人クラブの加入率およびシルバー人材センターの会員数が年々減少しているため、それぞれの団体と共に会員を増やす働きかけが必要です。

トピック

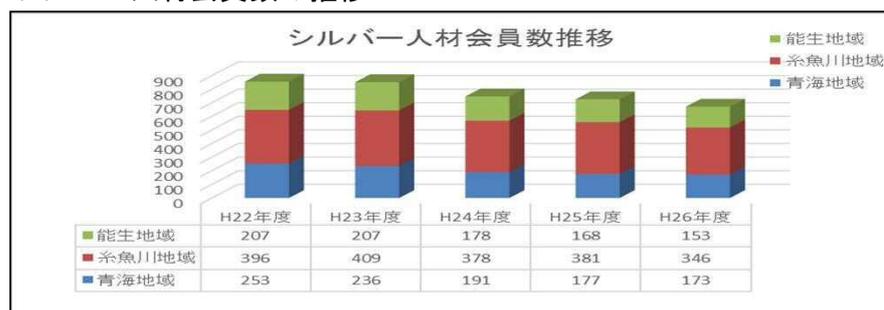
趣味や生きがいを持つ高齢者の状況



趣味や生きがいを持っている高齢者は78.7%で、男性の方が5%女性よりも高い割合です。

なお、ボランティアや老人クラブ、運動や学習等のサークル等への参加は少ない状況です。

シルバー人材会員数の推移



会員数は年々減少傾向にあります。

また、熟練した技能を有した会員の高齢化が進んでいます。

具体的な施策(施策の方向)

① 積極的な社会参加の促進

- 地域包括支援センターと各地区公民館の連携を強化することで、高齢者の学習と交流を支援し、生涯学習の推進と交流機会を充実させます。
- 社会福祉協議会と地域が連携し、「地域助けあい」の意識の醸成を行い、ボランティアや生活支援活動につなげます。
- シルバー人材センターと業務内容の協議や研修会などの支援を行います。
- NPOなど任意団体の紹介や活動支援を行います。

② 高齢者の交流機会の充実

- 地域のサロンや老人クラブ、ピアタウン青海多目的施設など、**高齢者が集まる場への支援を行う中で、高齢者の運動機能の向上に努めます。**
- 高齢者の交流機会の充実に向けて、既存施設の有効活用も含め、高齢者が集える場所の確保に努めます。

協働のとりのくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政は、高齢者の社会参加や交流機会の充実を図り、生きがいづくりを支援します。
市民は、**趣味の活動や普段の生活を継続することが、結果として介護予防につながることを意識し、自発的かつ主体的に社会参加や地域支援に協力し、生きがいを持って生活します。**

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市高齢者福祉計画	平成27年度～平成29年度
第6期糸魚川市介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	生活支援体制整備事業	協議体の開催、生活支援コーディネーターの配置
2	地域包括支援センター運営事業	高齢者の総合相談業務等の委託
3	介護予防普及啓発事業	各地域の集まりに専門職を派遣するなど
4	老人クラブ助成事業	運営費等の助成
5	シルバー人材センター運営費助成事業	運営費等の助成
6	ピアタウン青海多目的施設運営事業	多世代交流の場の設置と支援

第1節 若者が求める就業環境づくり

1 就業支援の強化

- ① 若者・女性の就業支援の強化
- ② 地元就職、UIターン就職の促進
- ③ 職業能力開発の促進



基本方針

若者や女性をはじめとする人材が、地元就職やUIターン就職がしやすくなる支援を行います。

施策指標

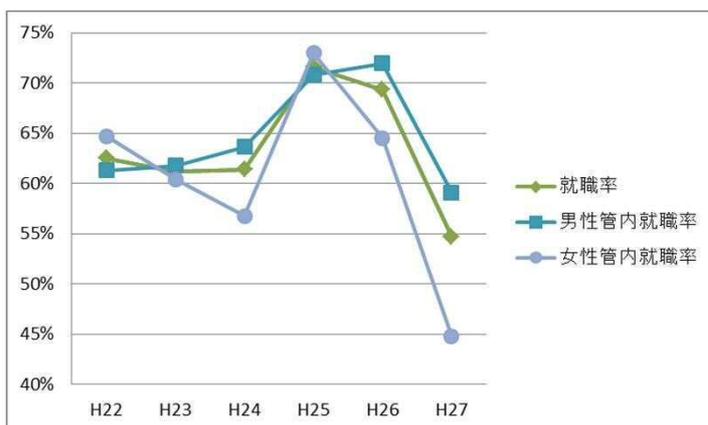
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
新規学校卒業者（高等学校）のうち就職希望者の管内就職率	54.7%	75.0%	80.0%
女性就業率	44.0%(H22)	48.0%	50.0%

現状と課題

- 本市の新規学校卒業者（高校生）の進路については、大学や専門学校等への進学率が向上しています。
- ハローワークの職業紹介状況（高等学校）については、近年、就職率100%を達成していますが、管内就職率は横ばい傾向です。
- 活力ある産業の振興の実現には、多様な人材や担い手の確保が最優先の課題であるが、求人企業と求職者が希望する職種の不一致や女性が希望する職種の不足などにより、UIターン就職の促進と雇用とのミスマッチが続いています。
- 市内企業の事業活動が、若者や女性をはじめとする市民等によく知られていないことから、企業の見える化を図り、その魅力や技術等を積極的に周知する必要があります。
- 企業の競争力向上のため、将来を見据えた人材の確保や新分野への進出などと合わせ、求職者や在職者の職業能力の開発を進める必要があります。

トピック

新規学校卒業者(高等学校)のうち就職希望者の管内就職率



ハローワークにおける、新規学校卒業者（高等学校）の職業紹介状況です。

管内就職率は、60%前後で推移しており、男性の就職率が、若干、女性を上回っている傾向です。

具体的な施策(施策の方向)

① 若者・女性の就業支援の強化

- 若者や女性等の就業を促進するため、市内企業に関する情報を充実させるなど、企業に見える化を進めるとともに、希望する職種に就けるよう積極的な採用について働きかけを行います。
- I T 関連企業や在宅勤務が可能な企業など、新たな分野の企業の進出を促し、就職の選択肢の拡大に努めます。

② 地元就職、UIターン就職の促進

- 市内企業に対する理解を深め、地元就職者の増加を促すため、市内企業の協力により、就職ガイダンスの開催、児童・生徒やその家族を対象とした企業見学会の実施などのほか、大学と連携を図り、企業におけるインターンシップの受け入れについて働きかけを行います。
- 市内高校と連携したカリキュラムの作成により、キャリア教育の充実を図るとともに、先輩との座談会等の開催により、地元就職に関する情報発信を促します。
- 新規学校卒業者の地元での就職希望に応えるため、市内企業に対し、積極的な採用について働きかけます。
- 就職資金や奨学金の返済など、新規就職者の経済的負担を軽減する施策の充実により、U I ターンの動機づけをし、地元就職を促進します。

③ 職業能力開発の促進

- 市内企業が求める技術を取得した人材を確保・育成するため、糸魚川高等職業訓練校、新潟県立上越テクノスクール等の活動を支援するとともに、従業者の派遣研修や国家資格等の取得について支援を行います。

協働のとらきみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市、ハローワーク、県雇用環境整備財団、商工団体、企業（雇用促進協議会）が連携し、地元就職やU I ターン就職の促進に向け、情報発信を行うとともにマッチングを図ります。

市、ハローワーク、職業訓練校、商工団体が連携し、社会情勢や市内企業のニーズ等に対応した、職業能力開発に努めます。

市民は、地元就職やU I ターン就職促進のために、地元企業の情報収集や企業説明会への積極的な参加に努めます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	ふるさと就職促進事業	ふるさと就職資金貸付・お祝い補給金
2	雇用促進事業	企業説明会開催、雇用促進協議会負担金
3	人材育成支援事業	資格試験受験料助成、人材育成研修受講料助成、職業訓練校事業費助成、職業訓練業務委託
4	若者求人情報発信支援事業	就職情報サイト登録料・動画作成費・ホームページ更新費等の助成
5	U I ターン修学資金返済支援事業	U I ターンする若者に対し、修学資金の返済金の一部を補助

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第1章 若者が求める就業環境づくり

2 雇用環境の整備

- ① 企業の採用活動支援
- ② 若者に選ばれる雇用環境づくり
- ③ 女性に選ばれる雇用環境づくり
- ④ 高齢者に選ばれる雇用環境づくり
- ⑤ 勤労者福祉の増進



基本方針

若者や女性などから選ばれるよう、企業の雇用環境づくりを支援します。

施策指標

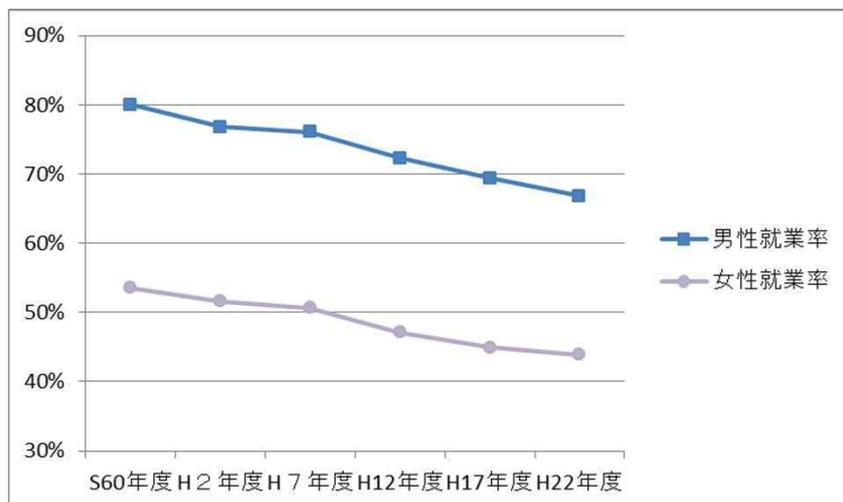
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
新規雇用創出数	-	120人(4年間累計)	150人(5年間累計)
女性就業率	44.0%(H22)	48.0%	50.0%

現状と課題

- 本市の有効求人倍率は、高い水準で推移しているものの、賃金や労働時間等の労働条件は、厳しい状況が続いています。
- 特に、女性の就労にあたっては、ワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境の整備が求められており、雇用の質の向上や生きがいのある生活を送るためにも、労使双方でこの取組を進めることが不可欠です。
- 企業は、正規雇用よりも非正規雇用を求める傾向があることから、雇用情勢に対応した雇用対策、とりわけ若者や女性に加え高齢者の雇用対策など、幅広い就業支援の強化が求められています。

トピック

就業率の推移



15歳以上の人口に占める就業者の割合は、男女とも低下しており、特に女性の就業率は男性に比べて低い状況です。

具体的な施策(施策の方向)

① 企業の採用活動支援

- 市内企業の採用活動を支援するため、関係機関等が実施する合同企業説明会や採用に係る支援制度の情報提供を行うとともに、U I ターン就職者の採用活動に係る経費の支援を行います。

② 若者に選ばれる雇用環境づくり

- 地元就職を促進するため、関係団体等と連携し、市内企業の活動状況の見える化を進めるなど、情報提供の充実を図ります。
- 未就労者の就労支援のため、国、県、関係機関が行う就労研修や技能訓練等について、**情報提供の充実を図ります。**

③ 女性に選ばれる雇用環境づくり

- ワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境の整備を進め、**女性が働きやすく**するため、育児・介護休暇の普及、短時間勤務制度の構築などの働きかけを行います。
- 未就労者の就労支援のため、国、県、関係機関が行う就労研修や技能訓練等について、**情報提供の充実を図ります。** (再掲)

④ 高齢者に選ばれる雇用環境づくり

- 就業を希望する高年齢者の雇用を拡大するため、定年制の延長や再雇用制度の普及を促進します。

⑤ 勤労者福祉の増進

- 勤労者福祉を増進するため、労働団体が行う相談活動をはじめ、労働環境の改善・向上のための勤労者福祉活動に対する支援を行います。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政、ハローワーク、商工団体、企業（雇用促進協議会）、労働団体等は、連携して雇用環境の改善に向けて取り組みます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	雇用促進事業	企業説明会開催、雇用促進協議会負担金
2	勤労・就労支援事業	勤労者団体助成
3	ふるさと就職促進事業	U I ターン就職活動助成
4	若者求人情報発信支援事業	就職情報サイト登録料・動画作成費・ホームページ更新費等の助成

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第2節 活力ある産業の振興

1 農業の振興

- ① 担い手の育成と経営の安定
- ② 交流・連携拡大による農山漁村の活性化
- ③ 農業生産基盤整備の推進
- ④ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮



基本方針

多様な担い手の確保・育成と消費者等との交流・連携の促進、生産基盤の整備等により、農業の振興と農山漁村の活性化を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
認定農業者数	165人	190人	200人
新規就農者数	6人	22人	38人

現状と課題

- 本市の農業は、経営規模が小さく、稲作を中心とした兼業農家が大半を占め、コスト高な経営形態になっているとともに、農業従事者の減少や高齢化が進行しており、農業所得の向上、担い手の確保及び育成、地域で支える営農形態の構築が課題となっています。
- 農産物価格の低迷、産地間競争の激化、消費者ニーズの多様化などに対応した、より安全、高品質で低コストな生産体制が求められています。
- **T P P 発効による一次産業への影響を最小限にするため、具体的なT P P 関連政策に関する情報収集と早急な対応が求められています。**

トピック



1経営体当たり経営耕地面積 単位:ha

	糸魚川市	新潟県
2005年	0.79	1.83
2010年	1.08	2.23
2015年	1.30	2.62

農林業センサス

農業就業人口の推移(販売農家)

	就業人口	うち65才以上人口		75才以上人口	
		うち65才以上人口	比率	比率	比率
2005年	2,464	1,781	72.3	671	27.2
2010年	2,000	1,543	77.2	722	36.1
2015年	1,469	1,151	78.3	619	42.1

農業経営組織別経営体数

	農産物の販売のあった経営体(A)	単一経営		複合経営	(B)/(A)
		稲作(B)	稲作以外		
		2005年	1,531	1,449	23
2010年	1,294	1,214	19	61	93.82%
2015年	1,016	958	11	47	94.29%

農林業センサス

農業経営規模が小さく、水稻単一経営農家が大部分を占めます。また、この10年間に農家数は約3割減少し、農家数に占める販売農家の比率も減少しています。販売農家における就業者のうち、約8割が65歳以上です。

具体的な施策(施策の方向)

① 担い手の育成と経営の安定

- **次世代を担う若い担い手を育成するため**、担い手に農地の集約を進め、農地と農業機械の効率的な利用による生産性の向上を図るとともに、園芸等の導入による経営の複合化、6次産業化による経営の多角化を促進し、収益性の高い農業経営の実現と農業・農村の持続的発展を図ります。
- 鳥獣による農作物被害の防止を図るため、電気柵を設置するとともに、関係団体等と連携し、有害鳥獣の捕獲を支援します。

② 交流・連携拡大による農山漁村の活性化

- 自然や文化など農村地域の豊かな地域資源を活かし、農業・農村体験や食のイベントなどによる都市と農村の交流を促進することにより、地域の活性化とコミュニティの再生を図ります。

③ 農業生産基盤整備の推進

- 農業生産の向上、農産物流通の効率化、農村地域の環境整備を図るため、ほ場整備など生産基盤の整備をはじめ、農道、用排水施設などの整備を推進します。

④ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮

- 日本型直接支払制度を有効に活用することにより、地域が主体となった共同の取組を支援し、農地・農業の維持・発展と担い手の負担軽減を推進します。

協働のとらえ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政は、今後の地域農業の担い手と農地利用のあり方について定めた「人・農地プラン」の実現に向けて、地域が主体的に取り組めるよう、地域の話し合いを支援します。

農業者は、日本型直接支払制度を活用し、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源や農村環境の保全活動、農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動に取り組みます。

関連個別計画

計画名	計画期間
農業経営基盤強化基本構想	平成26年度～平成31年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	日本型農業直接支払事業	中山間地域等振興事業、多面的機能支払事業、環境保全型農業直接支援事業
2	県営農地環境整備事業(国県事業)	ほ場整備、用水路整備等(千本坂地区、大和川地区、赤沢地区、大洞地区、今井地区、藤崎地区、東海地区)
3	農地等補完整備事業	用水路整備(山寺地区、下早川地区、早川地区、谷根地区、新町地区)
4	担い手育成事業	青年就農給付金事業、経営体育成支援事業、農業就職希望者滞在費等助成事業、法人化支援等
5	食の魅力向上事業	糸魚川ブランドの調査・検討、地産地消推進店認定制度等

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第2節 活力ある産業の振興

2 林業の振興

- ① 担い手の育成と経営の安定
- ② 糸魚川産木材の利用拡大
- ③ 森林・林業生産基盤整備の推進



基本方針

市内林業の振興を図るため、林業就業者の確保・育成を図り、糸魚川産木材の利用拡大と施業の集約化・効率化を推進します。

施策指標

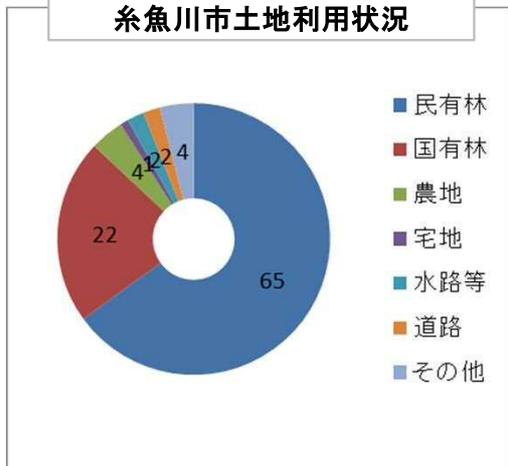
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
木材販売数量	5,000m ³	9,000m ³	12,000m ³
新規就業者数	2人	10人	22人

現状と課題

- 市域の87%を占める森林の15%が人工林であり、その約7割が標準伐期齢を迎えています。急峻な地形や積雪期間が長いことにより、生育状況が良好でない団地が多く、効率的な森林施業がままならない環境にあります。
- 木材価格の長らくの低迷、森林施業の担い手の高齢化と減少などから、育林放棄された森林が急増するなどの問題を有しています。また、市内の製材業においても高齢化や廃業により存続が懸念され、施業と製材が連携した地元産材の供給体制を維持するために製材業、または林業全体での共同化等を模索する必要があります。
- 森林は、木材供給だけでなく、国土保全、水源涵養のほか、多様な生態系の保全、地球温暖化防止への寄与などの公益的機能を多く有し、環境保全の観点からも森林、林業に託された役割が重要となっています。

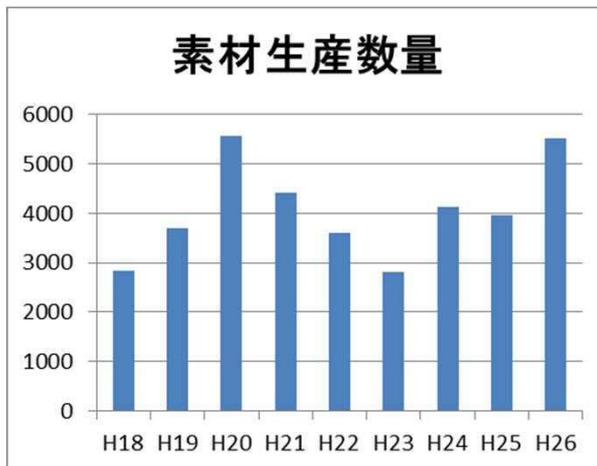
トピック

糸魚川市土地利用状況



市域の87%が森林であり、資源の活用方法が課題となっています。

素材生産数量



新幹線工事に伴う住宅移転等で需要が増えた平成20年度にピークを迎え、その後、減少傾向にありましたが、施業の集約化、高性能林業機械の導入等によるコストダウンと効率化を図り、生産数量は順調に伸びています。

具体的な施策(施策の方向)

① 担い手の育成と経営の安定

- 安定的な林業経営を目指すため、就業研修者への支援や他産業からの林業参入の促進により林業就業者の確保と育成を図るとともに、引き続き、施業の集約化や高性能林業機械の導入等、効率的施業に対する取組みを支援し、経営基盤の強化を図ります。

② 糸魚川産木材の利用拡大

- 市内の伐期を迎えた人工林の利用促進を図るため、市は「糸魚川市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき地場産材の利用促進を図ります。また、住宅での利用促進助成、市外、海外への販路拡大、バイオマス利用の研究を促進するとともに、森林の多面的機能に対する市民の関心と理解を深め、森林所有者自らが取り組めるよう自伐型林業の普及を促進します。

③ 森林・林業生産基盤整備の推進

- 市内の伐期を迎えた人工林を活用するため、施業の集約化や効率的な路網整備、高性能施業機械の導入支援による低コスト化の促進を図るとともに、糸魚川産木材の利用促進、販路拡大の取組みを行います。また、広域間を連携する新たな路網整備なども検討します。

協働のとりにくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

森林所有者は、森林の持つ公益的機能を理解し、森林施業に努めます。
 森林組合等林業事業者は、地区、市、県と情報共有し、連携して森林施業の推進に努めます。
 市や県は連携して、路網整備や各種助成事業などにより、森林組合等林業事業者が効率的、効果的に施業できる環境の創出を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市森林整備計画書	平成28年度～平成37年度
糸魚川市木質バイオマス活用推進計画	平成24年3月策定

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	ふるさとの木の家づくり事業	森林の整備、製材、建築業の振興を図るため、糸魚川産材を使用する新築、増築、改築に対する補助事業
2	林業施設整備事業	施業の効率化による所得増を図るため、高性能林業機械の購入に対する補助事業
3	森林整備地域活動支援事業	森林経営計画の作成、施業集約化に対する補助事業
4	ジオの森整備事業	市有林、公団造林の整備事業ほか、民有林整備に対する補助事業
5	林道整備事業	効率的な森林施業に必要な林道網の整備

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第2節 活力ある産業の振興



3 水産業の振興

- ① 担い手の育成と経営の安定
- ② 漁港施設整備の推進

基本方針

省力化と高付加価値化等により、経営の安定と将来にわたり持続できる経営体制づくりを促進するとともに、漁港施設等の安全快適な就労環境づくりを促進します。

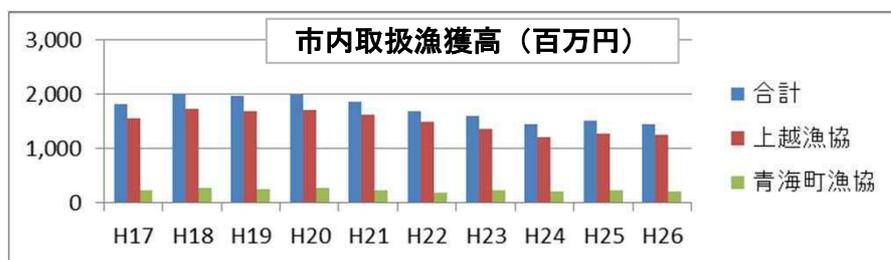
施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
取扱漁獲高	1,450百万円	1,600百万円	1,800百万円
新規就業者数	2人	10人	22人

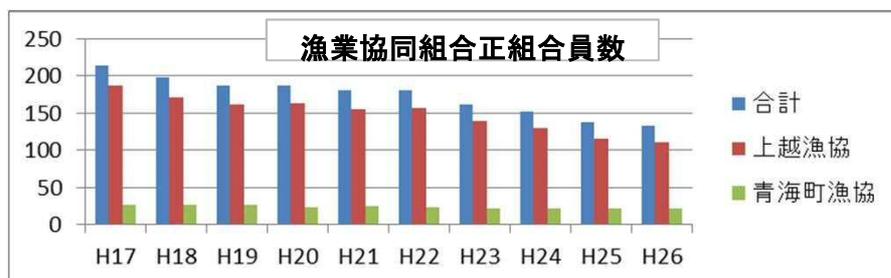
現状と課題

- 近年、漁業資源の減少、後継者不足、原油価格の変動による不安定な経営状況等により、先行きが不透明な漁業活動を強いられる状況にあり、効率的な漁業体制の確立と、より安全で消費者ニーズに応えられる供給体制の確立が課題となっています。
- 市内での地魚の消費は市内漁獲量の1割程度であり、そのほとんどが東京を中心に市外へ流通しています。地元漁業発展のためにも市民の魚離れを解消し、新鮮な地魚の地元消費喚起を図ることが大きな課題となっています。
- また、ジオパークと連携した体験型観光の推進による観光型漁業にも期待が寄せられています。

トピック



市内の漁獲高は平成18年から平成20年の約20億円をピークに減少傾向にあり、ここ数年15億円程度で推移しています。



組合員数は年々減少傾向にありますが、30代は微増傾向にあり、県内の各漁協の中では最も若年層の割合が高い地域となっています。

具体的な施策(施策の方向)

① 担い手の育成と経営の安定

- 経営の安定を図るため、次世代を担う青年漁業者の確保に努めるとともに、作業の効率化、省力化や、**食品加工における企業や海洋高校との連携による高付加価値化**、水産物の地元消費と優良販路の拡大による所得向上を図り、将来にわたり持続できる経営体制づくりを促進します。
- 内水面漁業、養鯉業においても後継者の確保が急務なほか、糸魚川の清流の魅力と錦鯉の産地をPRします。
- 近年、気象状況等により河川環境に変化が見られることから、魚族保護や産卵場所の確保等、河川環境の保全に対する支援を行います。
- 新たな動きとして養殖に取り組む事業者もあり、今後、これら資源養殖技術の確立支援体制を研究します。
- 水産資源を活用した体験型観光として、密漁防止も兼ねた有料のさざえ採取体験事業(さざえファーム)やセリ市の見学用施設の整備に対する助成を行います。

② 漁港施設整備の推進

- 漁業者の安全で快適な就業の場の確保と作業の効率化を図るため、漁港施設の機能保全及び機能強化を促進します。
- ~~近年、気象状況等により河川環境に変化が見られることから、魚族保護や産卵場所の確保等、河川環境の保全に対する支援を行います。~~ (①へ移行)

協働のとらきみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

漁業者は、漁業協同組合、行政と連携、情報共有を図り、経営の安定と後継者の確保に努めます。

市は、県と連携し、漁業者の意向を把握し、安全、安心な労働環境の整備を図るとともに、**人材の育成や漁業所得の向上に向けて産学官連携により取組を進めます。**

関連個別計画

計画名	計画期間
親不知漁港機能保全計画	平成26年2月策定

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	内水面漁業資源放流事業	魚族保存を目的としたアユ、サケ等の稚魚放流に対する補助事業
2	漁港整備事業	安全で快適な就業環境確保のための漁港の整備
3	水産観光支援事業	マリンドリーム能生において実施するさざえファーム事業の安全対策に対する助成

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第2節 活力ある産業の振興

4 商工業の振興

- ① 企業の競争力の強化
- ② 企業の経営安定化支援
- ③ 企業の誘致
- ④ **商業の活性化**
- ⑤ 事業承継の支援
- ⑥ 地元消費活動の推進



基本方針

企業の活性化と競争力の強化を図り、地域特性を活かした産業の発展を目指します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
一人当たり製造品出荷額等（従業員4人以上事業所）	3,209万円（H24）	3,400万円	3,500万円
新規雇用創出数	-	120人（4年間累計）	150人（5年間累計）

現状と課題

- 本市の鉱工業は、事業所数は減少傾向であり、製造品出荷額は、平成20年の金融・経済危機からは回復したものの横ばい状態が続いており、近年の新興国経済の減速をはじめとした世界経済のマイナスの影響が懸念されています。
- 中小製造業においては、大手企業の下請け企業が多く経営が不安定な状態であり、建設業においては、建設市場が縮小する中、建設産業の経営基盤強化と収益力の向上を図るとともに、新分野への進出など、新たな展開が課題となっています。
- これらに対応するため、企業の安定化や新分野への進出を支援するための融資や、支援制度の充実、関係機関と連携したアドバイス等の支援を行うとともに、本社機能の移転等をはじめとする、企業誘致にも引き続き取り組む必要があります。
- 本市の商業は、郊外の大型店及び近隣都市への消費者の流出、**中心市街地の人口減少及びネット販売の利用増**などにより、既存商店では売り上げはもとより、商店数や従業者数の減少が著しい状況であり、北陸新幹線の開業効果も、一部の飲食店に留まっています。
- 商店街においても、人通りが大きく減少し、空き店舗が増えていますが、賑わいづくりの創出に向けた動きも見られ、今後とも、個性的、魅力的な店づくりとともに、各種団体が連携した地元消費を促す取組が必要となっています。

トピック

《工業の概要》				《商業の概要》									
各年12月31日現在				各年6月1日現在									
年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	区分	事業所数(件)			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)		
					卸売	小売	計	卸売	小売	計	卸売	小売	計
H21	108社	3,919人	10,751,773万円	H16年	93	680	773	552	3,165	3,717	2,387,120	4,771,723	7,158,843
H22	100社	3,857人	11,648,454万円	H19年	93	616	709	560	2,932	3,492	2,238,140	4,303,806	6,541,946
H23	106社	3,909人	12,439,353万円	H24年	72	491	563	414	2,373	2,787	2,089,100	3,587,200	5,676,300
H24	94社	3,812人	12,232,888万円										
H25	97社	3,901人	12,741,218万円										

(資料:工業統計)

(資料:商業統計)

商業では、事業所数・従業者数・年間商品販売額とも減少していますが、工業では、事業所数は減っているものの、従業者数・製造品出荷額等は横ばいの状況です。

具体的な施策(施策の方向)

① 企業の競争力の強化

- 企業の活性化と競争力の強化を図るため、企業、商工団体及び行政が定期的に情報交換を行う場を設定するとともに、関係機関との連携のもと、相談・支援のワンストップサービス（※1）の機能強化に努めます。
- 道路や港湾等の基盤整備により、ストック効果を高めるなど、経済活動が行いやすい環境整備を推進します。
- 新製品の開発、新業種への進出や業態転換、海外への進出など、企業の経営革新を支援するため、産学官金労言連携などを促進し、国・県、大学、関係機関等との連携強化に努めるほか、リーダー養成の支援を行います。
- 新技術や新商品の開発を促進するため、国内外の見本市、展示会、商談会等への出展や参加を支援します。

② 企業の経営安定化支援

- 企業経営の安定のため、国の制度の周知と状況に応じた制度融資の充実を行うほか、企業が抱える問題等の解決のため、商工団体や専門機関との連携強化に努めます。

③ 企業の誘致

- 新たな雇用の場の確保と産業活動の活発化を図るため、市内3か所の産業団地等への企業誘致活動を展開するほか、本社機能等の移転調査、姫川港の機能を活かしたリサイクル企業の誘致など、新たな産業分野に対応した誘致活動を推進します。

④ 商業の活性化

- 商店街等への誘客を促進するため、商店街が共同で行うイベントや施設整備に対する支援を行うとともに、賑わい創出のための取組を支援します。
- 商店経営を支援するため、商工団体と連携して、店づくりや経営に関する研修機会を提供するとともに、商業者が利用しやすい制度の構築や支援の仕組みづくりを行います。

⑤ 事業承継の支援

- 企業、事業者等の後継者対策のため、商工団体と連携するほか、国等の事業承継支援制度を活用して、円滑な事業承継を支援します。

⑥ 地元消費活動の推進

- 地域経済の好循環を創出するため、関係団体連携のもと、地元製品の販路拡大や地産地消を促進するほか、移動販売事業への支援など、地域内消費を促す取組を行います。

協働のとrikumi(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政と商工団体及び金融機関が連携し、企業の経営安定化や中心市街地の活性化に向けた支援を行うとともに、市民と一体となり、地元消費活動を促進します。
企業は、行政や商工団体と連携し、地域資源の積極的な活用と競争力の強化に努めます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	商工業振興事業	商工団体支援、リーダー育成研修助成、見本市等出展助成
2	企業立地促進事業	用地取得助成、雇用促進助成
3	中小企業向け資金貸付事業	地方産業育成資金、中小企業振興資金、景気対策緊急特別資金
4	中小企業支援事業	信用保証料助成
5	商店街等活性化イベント助成事業	イベント助成
6	商店街賑わいづくり創出事業	賑わいづくり創出助成
7	移動販売支援事業	移動販売車運営費助成

※1 ワンストップサービス：一度の手続き、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービス。

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第2節 活力ある産業の振興

5 新たな産業の創出

- ① 地元産品ブランド戦略の推進
- ② 異業種間連携、6次産業化等の推進
- ③ 創業・起業の支援
- ④ 新エネルギーの活用



基本方針

系魚川ならではの地域資源や取組を活かすとともに、創業等を促し、新たな産業の創出を目指します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
創業支援件数	39件 (H26)	48件	50件

現状と課題

- 本市は、食をはじめとして他の地域にも劣らない地域資源を有していますが、知名度や情報発信の不足により、その良さが伝わっていない状況であり、付加価値が高く、稼げる産業を創出するためには、ブランド戦略の推進が不可欠です。
- 農林漁業は、総じて経営規模が小さく、コスト高な経営形態になっており、また、少量多品目のため、市場への流通や加工・業務業者との取引が難しく、高付加価値化などによる所得の向上が課題となっています。
- 本市における創業・起業は多いとは言えず、民間活力を強化するためには、創業・起業数を増やし、新たな雇用を生み出すことにより、産業の新陳代謝を進めていくことが必要です。
- 固定買取価格の下落や系統連系が制限されていることにより、新エネルギー事業全般が停滞している状態にあります。

トピック

系魚川創業支援ネットワークの体系図



創業希望者に対して、市、商工団体、金融機関が連携して、相談窓口、創業セミナー、創業融資等による支援とともに、創業後もフォローを行うことで、創業数の増加を図り、地域の活性化、雇用の確保を目指しています。

具体的な施策(施策の方向)

① 地元産品ブランド戦略の推進

- 商品のストーリーづくりを通じたブランド化を進めることにより、地元産品のブランド創出を図り、独自化・差別化による稼ぐ力の向上を目指します。

② 異業種間連携、6次産業化等の推進

- 異業種間の連携や異業種の参入を促進するとともに、新たなビジネス創出に向けた取組を支援します。
- 地域資源を有効活用し、雇用と所得を確保するため、生産と加工・販売の一体化により付加価値を高めるなど6次産業化を推進します。

③ 創業・起業の支援

- 創業・起業や新分野への進出を促進するため、商工団体、金融機関等で構成する創業支援ネットワークを活用し、セミナーの開催、経営指導、融資など、段階に応じたトータル的な支援を行います。

④ 新エネルギーの活用

- 国の動向と「糸魚川市新エネルギービジョン」に基づき、普及の推進を行います。
- 新エネルギーを地域内で生産し、地域内で消費する仕組みを構築します。

協働のとらえ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
<p>糸魚川創業支援ネットワーク（行政、商工団体、金融機関）では、創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー、創業融資等の支援を行います。</p> <p>行政となりわいネットワークが連携し、新規市場開拓や地元産品PRなど、販路拡大を行うほか、地元産品ブランドの創出に向けた取組を進めます。</p> <p>行政は、新エネルギー導入可能性調査の結果や国等で行っている支援制度などの情報を提供し、事業者はそれを活用して導入を検討します。</p>

関連個別計画

計画名	計画期間
創業支援事業計画	平成27年度～平成31年度
糸魚川市新エネルギービジョン	平成26年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	なりわいパートナー創出事業	異業種ネットワーク強化、商品開発支援等
2	地元産品販路拡大事業	新規市場開拓、地元産品PR等
3	地元産品ブランドプロジェクト事業	ブランド塾開催、ブランドコンセプト構築等
4	ビジネスチャレンジ支援事業	創業経費助成、創業支援資金利子補給、クラウドファンディング活用助成
5	食の魅力向上事業	糸魚川ブランドの調査・検討、地産地消推進店認定制度等
6	6次産業化支援事業	機械・設備の整備や商品開発等に係る経費助成
7	新エネルギー導入支援事業	新エネルギーの普及を図るため、可能性調査を行う

第3節 交流人口の拡大

1 誘客・宣伝活動の促進

- ① 観光素材の磨き上げ
- ② 観光情報の発信
- ③ 効果的な宣伝活動の強化
- ④ イベント等の実施と支援
- ⑤ 観光関連産業の活性化と地域振興



基本方針

効果的な情報発信やイベントを行い、交流人口の拡大を図ります。

施策指標

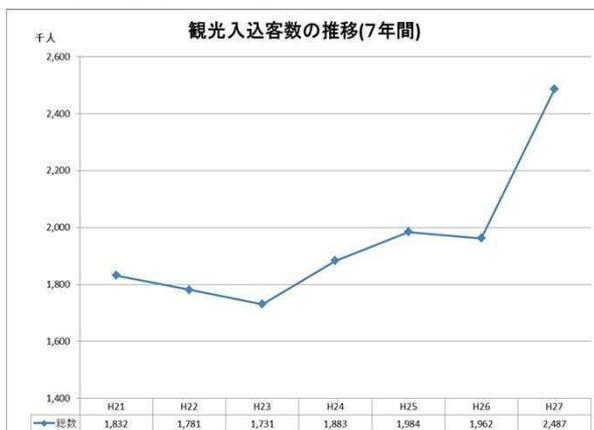
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
観光入込客数	248.7万人	250万人	270万人
宿泊者数	17.8万人	19万人	20万人

現状と課題

- 当市は、親不知やヒスイ峡などのに代表されるすばらしい景観や奴奈川姫をはじめとする文化面、ヒスイや真柏など他地域にはない魅力あふれる観光素材があり、これらを活かしていくことが大切です。
- 誘客宣伝活動としては、ホームページをはじめとしたインターネット、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の媒体を活用した広告宣伝を行っています。
- 今後観光客のニーズは、ますます多様化すると予測されることから、目的、年齢層、好みなどを的確に把握し、ニーズに対応した情報発信が求められています。
- 観光イベントについては、実施目的の明確化に努め、誘客と地域活動の活性化につながるよう実施主体への財政支援や人的支援を行う必要があります。

トピック

観光入込客数の推移(7年間)



※入込客数は、中越沖地震やレジャーの多様化などの影響もあり、減少傾向にありましたが、平成24年度から回復基調にあります。

宿泊者数の推移(7年間)



※宿泊者数は、気候や震災の影響を受け変動しております。

具体的な施策(施策の方向)

① 観光素材の磨き上げ

- 当市は、海と山が近接しており、それぞれの魅力を一度に楽しむことができるといった特徴があります。海・山それぞれの魅力をさらに磨き上げることで誘客につなげていきます。
- 当市の他地域にはない魅力あふれる観光素材を核とし、新たな魅力の発信や素材を磨き上げることで交流人口の拡大を図ります。

② 観光情報の発信

- ホームページやソーシャルネットワークサービス(※1)などで新しい情報を発信していきます。
- 糸魚川市観光協会と協働して、観光客にとって有益な情報の提供に努めます。

③ 効果的な宣伝活動の強化

- マスコミ等を通じた宣伝活動を強化します。
- 適切なメディアを選定し、効果のある広告宣伝を行います。
- パブリシティ(※2)の活用を行います。

④ イベント等の実施と支援

- イベントなどを通じて、糸魚川市を知ってもらいリピーターにつなげます。
- 民間主導によるイベントの開催を支援します。
- スポーツ大会や文化講演会などさまざまな機会をチャンスと捉え、諸団体などと連携をとりながら交流人口拡大の取り組みを進めます。

⑤ 観光関連産業の活性化と地域振興

- 民間事業者、関係機関などと連携し、市内特有の食材を利用した料理の提供や土産品の開発などに取り組むことにより、地域振興を促進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政は、民間主導でのイベント実施や民間事業者のアイデアを活かした特産品の開発、PRを支援します。

市民は、ソーシャルネットワークサービスなどにより、糸魚川市の見どころや良さを伝えることに取り組めます。また、イベント等についても、企画やおもてなしの面も含め積極的に参画していきます。

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	観光誘客宣伝事業	パンフレット作成や広告宣伝の実施
2	観光イベント助成事業	観光イベントに対する支援

※1 ソーシャルネットワークサービス：インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス

※2 パブリシティ：マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第3節 交流人口の拡大

2 受入れ態勢の充実

- ① 観光の担い手の連携強化
- ② 体験型観光の推進
- ③ 広域観光連携の推進
- ④ 観光施設の整備・運営
- ⑤ 新幹線に対応した観光交通の確保
- ⑥ インバウンド観光の推進



基本方針

受入れ態勢の充実を図り、交流人口の拡大を図ります。

施策指標

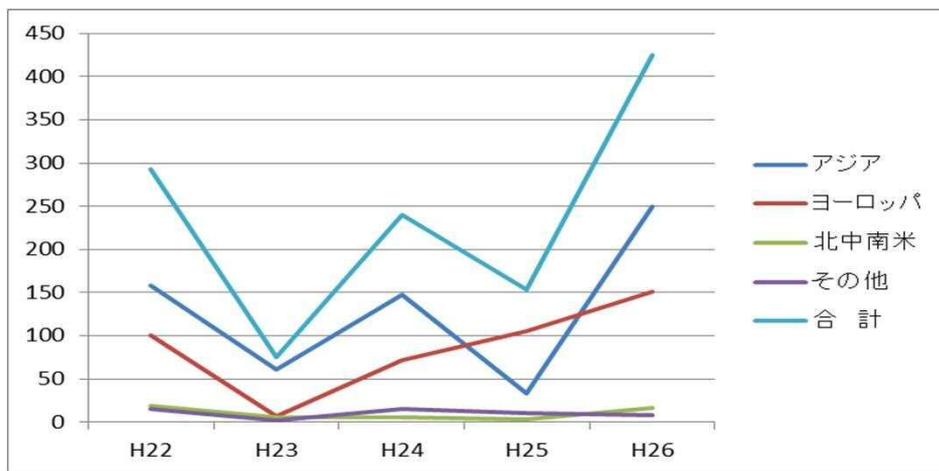
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
外国人観光客入込数	425人	3,000人	4,000人

現状と課題

- 観光客が糸魚川市の観光情報にアクセスしやすいように、情報の一元化を図る必要があります。
- 常に魅力的な旅行商品を提案していくことが求められています。
- 北アルプス日本海広域観光連携会議などの広域観光連携を行っており、今後も、お互いを補完するような関係の地域と連携を図る必要があります。
- 点在するジオサイトや観光スポットへのアクセスが課題となっています。
- これから増大していく外国人観光客をいかにして取り込むかが課題となっています。

トピック

外国人宿泊数



外国人宿泊数は、平成26年度に大幅に増加しています。当市の傾向として、ヨーロッパからの観光客の割合が多い傾向にあります。

具体的な施策(施策の方向)

① 観光の担い手の連携強化

- 地域の魅力を観光客に的確に伝えるため、観光協会を発信基地とし、情報の一元化と共有化を進めていきます。
- 糸魚川版DMO(※1)をつくり、糸魚川の強みを生かした誘客活動を推進していきます。

② 体験型観光の推進

- 地域資源を存分に生かすことのできる農林漁業体験、商工業体験、ジオパーク体験等、体験型観光のさらなる推進に取り組みます。

③ 広域観光連携の推進

- 広域連携を行うことで魅力的な観光スポットをつなげ、観光客の満足度を高めるような旅行商品を提供していきます。
- 広域観光連携を行っている団体間において、情報発信やツアー造成を行い交流人口の拡大につなげます。

④ 観光施設の整備・運営

- 観光客の増加を図るため、観光ニーズに即した観光施設整備を進めます。
- 観光客の満足度が高まるような運営体制づくりを推進します。

⑤ 新幹線に対応した観光交通の確保

- 新幹線などで訪れた観光客が、観光スポットに行きやすくなるよう、バスやタクシー、在来線などの観光交通の充実を図ります。

⑥ インバウンド観光の推進

- インバウンド観光を推進するため、商談会への参加や外国語対応など受け入れ態勢の整備を進めます。
- 外国人観光客が多く訪れている地域と連携を図り、誘客に努めます。

協働のとりのくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

糸魚川市観光協会は、観光情報提供などのワンストップ窓口として取組を進めます。
糸魚川市全体で観光客をおもてなしする雰囲気醸成し、選ばれる観光地となるよう努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
海の魅力アップ推進計画	平成27年度～平成37年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	観光協会支援事業	観光案内所の運営、旅行商品の開発、イベント開催
2	体験交流推進事業	旅行商品の開発・営業
3	北アルプス日本海広域観光連携事業	広域連携による誘客活動
4	観光施設管理運営事業	観光施設の管理運営
5	新幹線観光利用促進事業	糸魚川駅からの周遊を拡大するための観光交通を整備する
6	インバウンド推進事業	インバウンド観光客の受入れ態勢の整備

※1 DMO: Destination Marketing/Management Organizationの略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた団体。

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第3節 交流人口の拡大



3 ジオパークの活用

- ① ジオパークの情報発信
- ② ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくり

基本方針

ジオパークの貴重な観光資源を活用し、交流人口の拡大を図ります。

施策指標

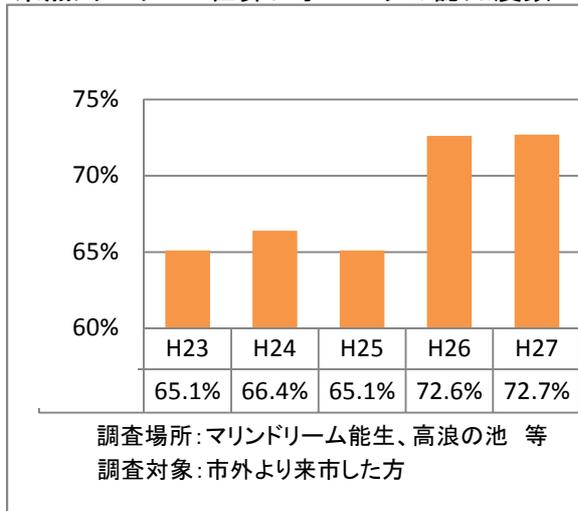
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
糸魚川ジオパークの認知度	72.7%	75.0%	80.0%

現状と課題

- 本市は、世界ジオパークに認定されており、ヒスイやフォッサマグナ、**真柏**など日本を代表する希少な資源や、山岳、溪谷、温泉、海浜、河川など変化に富んだ自然資源、**相馬御風**や**松尾芭蕉**などの**人文資源**、文化財、名所旧跡などの文化的資源のほか、農林水産物や様々な味覚、四季折々の祭りや行事など豊富な観光資源を有しています。これらの資源を活用し多様な観光振興策を展開することで、糸魚川ジオパークの知名度も徐々に向上していますが、**さらなる向上を図る必要があります。**
- 平成27年11月には、ユネスコの事業化となり、「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」として、さらなる情報発信による知名度の向上と、ジオパークを活用した観光地としての魅力を高め、交流人口の拡大を図る必要があります。

トピック

糸魚川ユネスコ世界ジオパークの認知度数



フォッサマグナミュージアム入館者数の推移



※過去5年の糸魚川ユネスコ世界ジオパークの認知度数
※出典: 糸魚川ジオパーク観光動態調査

※過去10年間の糸魚川ユネスコ世界ジオパークの拠点施設であるフォッサマグナミュージアムの入館者数
※平成26年度は、リニューアル工事により6か月間休館
※平成27年3月リニューアルオープン

具体的な施策(施策の方向)

① ジオパークの情報発信

- 交流人口の拡大を図るため、国内外のジオパーク地域と連携を強化し、ジオパークの取組や魅力を情報発信するとともに、ユネスコの高価値を効果的に活用することにより、知名度の向上を図り、観光誘客を促進します。

② ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくり

- 交流人口の拡大を図るため、ヒスイやフォッサマグナなど、糸魚川ユネスコ世界ジオパークの優れた地域資源を、分かりやすくストーリーとして結び付けることにより、観光の魅力を高め、リピーターを増やす取組を促進します。

協働のとらきみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、訪れる観光客に糸魚川ユネスコ世界ジオパークの魅力や良さをPRするとともに、おもてなしの心で迎えます。

糸魚川ジオパーク協議会は、構成団体それぞれの立場でジオパークの魅力や良さをPRし、ジオパーク活動を推進します。

行政は、ジオパーク戦略プロジェクトにより、関係団体とともに計画的に事業を推進し、交流人口の拡大を図るとともに、市民のジオパーク活動への理解を図るため、出前講座等を開催します。

関連個別計画

計画名	計画期間
ジオパーク戦略プロジェクト	平成29年度～平成33年度

主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	ジオパーク推進事業	パンフレット、ガイドブック作成、ジオパーク協議会の運営、出前講座